

平成26年第3回波佐見町議会定例会会議録

平成26年第3回波佐見町議会定例会（第1日目）は、平成26年9月24日本町役場議場に召集された。

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	百武辰美	2番	中尾尊行
3番	石峰実	4番	古川千秋
5番	尾上和孝	6番	藤川法男
7番	今井泰照	8番	太田一彦
9番	松尾道代	10番	松添一道
11番	大久保進	12番	中村與弘
13番	松尾幸光	14番	川田保則

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 書記は次のとおりである。

議会事務局長 山田清 書記 山下研一

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	一瀬政太	副町長	松下幸人
総務課長	村川浩記	商工振興課長	前川芳徳
企画財政課長	楠本和弘	税務課長	岳邊忠彦
住民福祉課長	朝長義之	健康推進課長	河野政幸
農林課長兼 農業委員会事務局長	山口浩一	建設課長	吉田耕治
水道課長	澤田義満	会計管理者兼 会計課長	諸隈三恵子
農業委員会会長	福嶋文徳	代表監査委員	江添清悟
教育長	岩永聖哉	教育次長	平野英延

給食センター所長 内 田 稔 総務課行政担当係長 林 田 孝 行
企画財政課 福田 博 治
財政管財班係長

5. 議事日程は次のとおりである。

諸般の報告 1 議長報告

2 例月現金出納検査結果の報告（5、6、7月分）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 提案要旨の説明
- 日程第4 26請願第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書
- 日程第5 議案第40号 平成26年度波佐見町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第41号 平成26年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第42号 平成26年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第43号 平成26年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第44号 平成26年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第45号 平成26年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第62号 教育委員会委員の任命について
- 日程第12 議案第53号 平成25年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第54号 平成25年度波佐見町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議案第55号 平成25年度波佐見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 議案第56号 平成25年度波佐見町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 議案第57号 平成25年度波佐見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

認定について

- 日程第17 議案第58号 平成25年度波佐見町営工業団地整備事業特別会計歳入歳出
決算認定について
- 日程第18 議案第59号 平成25年度波佐見町上水道事業会計剰余金の処分及び決算
の認定について
- 日程第19 議案第60号 平成25年度波佐見町工業用水道事業会計剰余金の処分及び
決算の認定について

午前10時 開会

○議長（川田保則君）

起立願います。おはようございます。ただいまから平成26年第3回波佐見町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

諸報告 諸般の報告

○議長（川田保則君）

諸般の報告を行います。

議長報告、例月現金出納検査結果の報告については、その写しを配付しております。

これから議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（川田保則君）

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、3番 石峰実議員、4番 古川千秋議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（川田保則君）

日程第2. 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から10月8日までの15日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から10月8日までの15日間と決定しました。

日程第3 提案要旨の説明

○議長（川田保則君）

日程第3. 提案要旨の説明を求めます。

町長。

○町長（一瀬政太君）

皆さん、おはようございます。本日ここに平成26年第3回波佐見町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御健勝にて御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

ことしの夏は7月20日に梅雨明けしたものの、その後においても夏らしい天気は数日間で、台風や局地的集中豪雨が日本列島を襲い、全国各地で災害が多発しました。特に8月19日未明、広島市では集中豪雨により74名の方が亡くなるという甚大な被害が発生しました。これまでの災害で亡くなられた方々の御冥福をお祈りしますとともに、被災地の皆様方には心からのお見舞いを申し上げ、一日も早い復興をお祈りいたします。

幸いにして本町では大きな災害は発生していませんが、日照不足により農産物は深刻な影響を受けており、特に稲の生育に大きな被害を受けている状況であり、実りの秋を前に大変危惧しているところであります。

近年このような異常とも言える天候は世界各地で起こっており、地球温暖化の影響であると言われておりまして、先進国は二酸化炭素の削減に待ったなしで取り組まなければならないと痛切に感じている次第であります。

そのような暗いニュースが続く中、8月14日には横浜市で開催されていましたが第31回全日本少年軟式野球大会において波佐見中学校野球部が見事優勝したとの朗報が飛び込んでまいりました。この大会はクラブチームの各都道府県内の選抜された選手で構成するチームなどが参加する大会で、中学校単独での参加は少ないと聞いておりますが、そのようなつわものぞろいの大会で優勝できたことは大変価値のあるものであり、またこの優勝を勝ち得たということは、日ごろの厳しい練習に耐え、鍛えられた選手のチーム力はもちろんでありますが、その選手の能力を十分に引き出し指導をいただいた監督、コーチ陣、そして野球部を側面か

ら支えていただいた保護者会の皆さん、この3者が一体となった、まさに三位一体の団結がなし得た快挙であります。このようなことは団体や企業等の組織でも言えることであり、目標を掲げ、情報を共有して、一致団結し、努力すれば、必ずやその目標に到達できるということを波佐見中学校野球部は教えてくれたものと思っております。今回の優勝は県内初めての快挙であり、町民皆様とともに喜び申し上げます。まことにめでとうございました。これを機会に多くの子供たちの励みになり、スポーツ・文化を通じて後に続くことを期待するものであります。

さて、私はさきの町長選挙におきまして、町民の皆様の温かい御理解と絶大なる御支援によりまして、引き続き町政の重責を担わしていただくことになりました。ここに改めて衷心より厚く感謝申し上げる次第であります。

議案について説明を申し上げます前に、私、このたび5期目の町長就任に当たり、基本的な所信を述べさせていただきます。

今日、本町は地場産業の振興や少子高齢化対策等、町活性化のための多くの行政課題を抱えておりますが、これらの問題解決とさらなる前進が求められている時期に、町民からお寄せいただいた信任の重みに思いをいたすとき、その責任の重大さに身も心も引き締まる思いであります。

私はこれまで4期16年間、常に開かれた町政をモットーに町民皆様の立場に立って、至誠実行、不易流行、温故創新を町政の基本理念とし、常に町民の皆様が安心して希望が持てる町づくりを推進してまいりました。御承知のとおり、私が町長に就任した平成10年9月は、バブル経済が崩壊し、経済が低迷する中、本町財政は極めて厳しい状況にありましたので、平成12年度から10カ年の財政構造改善計画を策定し、町民皆様の御理解、御協力のもと、その確実な実行によって歳出削減や起債残高を極力減らすとともに、一方では将来の財政需要に備えて各種基金の積み立てを図るなど、徹底した経費節減と、簡素にして効率的な行政運営により財政の健全化に努めてきたところであります。

しかし、その間においても緊急で重要な教育施設、学校教育センター、東・南両小学校体育館を初め、保育所、町営住宅、公共下水道事業、西ノ原土地区画整理事業についても順調に整備を進めてまいりました。また、本町の基幹産業であります窯業、農業の振興にも力を注いできましたが、食生活の変化やグローバル化した経済の低迷が続き、需要の回復は厳しい状況にあり、新たな企業の誘致による雇用の確保を求めて県営工業団地の誘致を図り、当

時の金子知事のトップセールスにより長崎キヤノンを誘致することができました。

さらに、波佐見温泉湯治楼の開業や、10年来の懸案事項でありましたミニポートピア長崎波佐見も地元住民の方々の御理解と御協力により営業を開始することができました。現在、それぞれ企業の努力により、経営も順調に推移しているところであります。

また、長く待ち望んでおりましたホテルが、温泉施設湯治楼の近くに誘致企業としてビジネスとリゾートを兼ね備えたブリスヴィラ波佐見の進出が決まり、現在、来春早々の開業を目指して着々と工事が進んでおり、さらに岩峠インター近くにもビジネスホテルが来春開業予定で建設が進んでいるところであります。

この二つのホテルの開業により、これまでの通過型の観光から滞在型の観光へと推進することができ、「来なっせ100万人」も現実のものとなってまいりましたので、今年度を観光立町元年と位置づけ、さらなる観光の振興を図ることとしたところであります。

このような成果と行財政改革が奏功し、4期目の平成22年度からは本町が将来に向かって希望が持てるスタートができました。しかし、それにおごることなく、5期目の4年間も、至誠実行、不易流行、温故創新を町政の基本理念とし、町民の皆様が安心して暮らせる町を目指して着実な歩みを進めてまいりたいと思っております。

至誠実行とは、与えられた環境の中でその目的達成のため、町長として有効な施策を誠心誠意、最善を尽くして実行し、その責任、役割を果たすことであります。

不易流行とは、社会情勢や時代の変化があっても変えてはならないものは変えないが、時代に適合できないものは大胆に見直すべきであるということで、行政は住民福祉の向上という理念であり、公平公正、簡素効率的な取り組みは基本原則であり、そのことを尊重して取り組む姿勢であります。一方、変えるべきものとしては、当初計画には時宜にかなった事業でも時代や社会情勢の変化に適合できていないもの、将来過度な負担を伴うもの等については、大胆に見直し、変更するということであります。

次に、温故創新とは、時代は少子高齢化、経済はグローバル化、波佐見町も窯業と農業の基幹産業の時代から新たな産業との共生が求められている過渡期であり、故きを温ねて新しきを知るから、さらに一歩踏み込んで、故きを温ねて新たな歴史、文化を創造しようという思いであり、このような基本的な考えのもとに、これまでの実績は過去のこととし、継続中の事業や新たに取り組むべき課題として、今回の選挙を通じて公約の第一に掲げてまいりました住民福祉の向上の基本となる雇用の創出により、本町の活性化を推し進めてまいります。

そのためには企業誘致と基幹産業である窯業、農業の振興と後継者の育成を図るとともに、観光事業の拡充による交流人口の拡大を推進し、教育、文化、スポーツの振興と住民生活の基盤である県道、町道の整備を促進し、健康で安心して働き、安心して子育てができるよう保健福祉の充実と、安心して老いることができるよう高齢者の福祉対策にも積極的に取り組んでまいります。さらに、今日の波佐見町を築いてこられた先輩の方々が培われてきた歴史・文化を大切にし、新しい芸術・文化に感応する場所と人を育て、感性のあるまちづくりを目指してまいります。

これら事業推進のためには当然大きな財政負担を伴いますので、第5次波佐見町総合計画や、現在策定しております第6次行政改革大綱実施計画の確実な実行により、財政の健全性を図りつつ、また国や県の財政支援を受けながら円滑な事業の推進に努め、これからの波佐見町を元気で住みよいまちにするため、そして本町が目指す「人と心がかよいあう陶磁と緑のまち波佐見」の実現に向けて、職員とともに全力を尽くす覚悟であります。

どうか町民皆様を初め、議員の皆様におかれましては、なお一層の御指導と御鞭撻を切にお願い申し上げます。

それでは、本日提出いたしました議案の提案要旨について御説明いたします。

議案第40号 平成26年度波佐見町一般会計補正予算（第2号）は、今回1億2,500万円を追加し、補正後の予算の総額を56億7,200万円といたしております。補正の主なものは、歳入では交付決定に伴う普通交付税、がんばる地域交付金、土地売り払い収入、臨時財政対策債及び前年度繰越金等の増額、減額としましては、特定目的基金繰入金及び町債等が主なものであります。歳出では、4月に人事異動を行った関係で、各費目にわたって給料と人件費の組み替えを行っております。増額の主なものは、体育センター屋根塗装及び補修工事、農林業災害復旧事業費、旧公会堂耐震修復実施設計業務委託料等であります。

議案第41号 平成26年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、今回63万2,000円を追加し、補正後の予算の総額を18億63万2,000円といたしております。歳入では、療養給付費交付金現年度分の減額及び過年度分の増額と前年度繰越金の増額、歳出では保険給付費の増額及び保健事業費の減額並びに予備費の増額等が主なものであります。

議案第42号 平成26年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、今回62万8,000円を追加し、補正後の予算の総額を1億4,542万8,000円といたしております。今回の補正は前年度繰越金と社会保障・税番号制度システム改修費の減額補正であります。税番

号制度システム改修費の財源補正であります。

議案第43号 平成26年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、今回1,278万5,000円を追加し、補正後の予算の総額を12億2,385万5,000円といたしております。歳入では前年度繰越金を計上し、歳出では地域密着型サービス給付費の追加等が主なものであります。

議案第44号 平成26年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、今回6,026万7,000円を減額し、補正後の予算の総額を3億7,523万3,000円といたしております。歳入では、補助事業割り当てに伴う国庫支出金及び町債の減額が主なもので、歳出では同じく管渠建設費の減額が主なものであります。

議案第45号 平成26年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的支出において人事異動に伴う人件費の増額であります。

議案第46号から議案第48号までは、子ども・子育て支援法及び関係法律の一部改正が平成24年8月に行われ、新しい制度での就学前の乳幼児に対する教育や保育、子育て支援制度が平成27年4月から施行されることに伴い制定するものであります。

まず、議案第46号 波佐見町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例については、就学前の子供に関する学校教育及び保育の総合的な提供や地域における子育て支援の充実を図るために本条例を制定するものであります。

議案第47号 波佐見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例については、小規模的な保育事業の設備や運営基準について、地域の実情に応じた基準を定める必要があることから本条例を制定するものであります。

議案第48号 波佐見町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例については、放課後児童健全育成事業の設備や運営基準について地域の実情に応じた基準を定める必要があることから本条例を制定するものであります。

議案第49号 波佐見町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例については、次世代育成支援法等の一部改正に伴い法律の名称が改正されたため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第50号 波佐見町国民保険条例の一部を改正する条例については、健康保険法施行令の一部が改正されたため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第51号 波佐見町企業立地促進条例の一部を改正する条例については、町営工業団地

と近接市町が整備する工業団地との競争力を強化し、本町への企業立地を促進するために本条例の一部を改正するものであります。

議案第52号 波佐見町学校設置条例の一部を改正する条例については、学習環境の改善を図る必要があることから、東小学校永尾分校を閉校し、本校への統合を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第53号から議案第60号までの8件は、平成25年度波佐見町一般会計を初め各特別会計に係る歳入歳出決算について、監査委員の審査意見書をつけて議会の認定に付するものであります。また、各会計の決算に係る主要な施策の成果説明書をあわせて添付しておりますので、参考に供していただきたいと思っております。

議案第61号 東彼地区保健福祉組合理約の変更については、障害者の日常生活や社会生活を総合的に支援するための新たな法律が施行されたため、東彼保健福祉組合の規約の変更が生じたため、地方自治法の規定に基づき提案するものであります。

議案第62号 教育委員会委員の任命については、現委員の岳村さゆり氏の任期が10月6日で任期満了となりますが、氏は教育行政には関心が深く、人格識見ともにすぐれ、教育委員として最も適任者と存じますので、引き続き任命したく提案するものであります。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、現委員の橋本弘子氏の任期が平成26年末に任期満了となりますが、氏は人格識見ともにすぐれ、人権擁護委員として最も適任者と存じますので、引き続き法務大臣へ推薦するため提案するものであります。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については、本町の人口規模により1名の増員要請が法務大臣からあっておりましたので、今回新たに小柳洋子氏を推薦するものであります。氏は皿山郷駐在員を平成元年度から5年間、南小学校PTA副会長を平成3年度から2年間務めるなど、周囲の信頼は厚く、人格識見ともにすぐれ、人権擁護委員として最も適任者と存じますので、法務大臣へ推薦するため提案するものであります。

報告第3号 平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する健全化判断比率及び資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類並びに監査委員の意見を添えて議会に報告するものであります。

以上、提案要旨の説明を終わりますが、詳細につきましては御審議の折、説明いたしますので、何とぞ慎重に御審議の上、適正なる御決定を賜りますようお願いいたします。

○議長（川田保則君）

しばらく休憩します。10時35分より再開します。

午前10時24分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（川田保則君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4 26請願第1号

○議長（川田保則君）

日程第4. 26請願第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

百武辰美議員。

○1番（百武辰美君）

それでは、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書について御説明をいたします。

平成26年8月20日に、請願人、一般社団法人長崎県ろうあ協会佐世保支部支部長橋口雅彦、東彼手話サークルゆびのわ波佐見代表岳邊忠彦より提出された、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書でございます。

請願の趣旨は、手話が音声言語と対等であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした手話言語法（仮称）を制定する意見書を国に提出してくださいというものであります。

請願の理由として、手話は日本語を音声ではなく、手、指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語であります。2006年12月に採択された国連の障害者権利条約には、手話は言語であることが明記されております。それを受け、日本でも法整備がなされ、2011年8月には障害者基本法を改正、その第3条には、全ての障害者は可能な限り言語（手話を含む）その他の意見疎通のための手段について選択の機会が保障されると定められました。また、同法第22条では、国・地方自治体に対して情報保障施策を義務づけておることから、手話が音声言語と対等な立場であることを示し、聞こえない子供が手話を身につ

け、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及し研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として制定することが必要であるからと考えるからであります。

なお、手話言語法に関する意見書の他の自治体の対応の状況でございますが、意見書が議会で可決された自治体は2014年9月19日現在、全日本ろうあ連盟本部事務所の報告数では47都道府県議会で34議会が可決、区市町村議会1,740議会のうち656議会が可決している現状にあります。

また、長崎県内では諫早市が2014年3月25日に、平戸市が2014年9月12日に議会で可決されており、今後も意見書を可決、また提出する自治体、地方自治体議会在がふえるものであると考えます。

以上で説明を終わります。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大久保議員。

○11番（大久保 進君）

質疑じゃないんですが、ただいまの宛先の議長の名前が出てきておりませんので、それを提出をするときに言っていただければと思います。

○1番（百武辰美君）

失礼いたしました。提出先は長崎県町議会議長、川田保則ということになっております。ごめんなさい、波佐見町議会議長、川田保則ということになっております。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、26請願第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書を採決いたします。

採択することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、26請願第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書については採択することを決定しました。

日程第5 議案第40号

○議長（川田保則君）

日程第5、議案第40号 平成26年度波佐見町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（楠本和弘君）

それでは、議案第40号 平成26年度波佐見町一般会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

平成26年度波佐見町の一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第1条としまして歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億7,200万円とするものでございます。

第2条、債務負担行為の補正でございます。債務負担行為の変更は、第2表債務負担行為補正によるものでございます。

第3条、地方債の補正でございます。地方債の変更及び廃止は、第3表地方債補正によるものでございます。

2ページをお願いいたします。

歳入でございますが、増減の主なものについて申し上げます。

まず増額につきましては、交付決定に伴う普通交付税、町有地の売り払い収入、前年度繰越金、臨時財政対策債などの増額があります。逆に減額の主なものとしては、交付税措置のない町道改良工事等の町債の減額等がございます。歳入増による特定目的基金繰入金の減額等が主なものとなっています。町債については結果としては減額となっております。

4ページをお願いします。

歳出でございます。歳出につきましては、人事異動によります人件費の補正や公会計制度導入に備えるための公会計資産台帳整備業務、旧公会堂耐震修復実施設計業務、農地農業用施設災害、林道災害の復旧事業、西九州道路をまたぐ橋の点検として跨道橋の詳細点検業務、体育センターの屋根、塗装及び補修工事、町営工業団地の地質調査などの増額を行っています。減額としては、公共下水道事業の特別会計への繰出金を減額しています。

6ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為の補正でございます。総合行政ネットワークLGWANシステム、リース料の変更でございます。これは機器リース料と補修委託契約を一体として契約することとしていましたが、これを分割して機器リース料のみを債務負担行為としたことにより減額となっております。

次に、8ページをごらんください。

第3表地方債の補正でございます。まず、1の変更の主なものでは、道路整備事業の中で交付税措置等がない起債事業について、補正前の3,950万円を2,830万円減額し、1,120万円としています。下のほうの臨時財政対策債につきましては、補正前2億610万円を1,050万円増額し、補正後の額を2億1,660万円としています。2の廃止をごらんください。河川整備事業について計上していましたが、適債事業に該当しなかったため廃止しています。

11ページのほうをお願いいたします。

歳入についての主なものを申し上げていきたいと思っております。11ページからですね。

12ページをお願いします。9款、1項、1目。地方交付税の中の普通交付税につきましては、交付決定により9,630万8,000円の増額を行っております。

次に、15ページをお願いいたします。

13款、2項、1目。民生費国庫補助金、2. 児童福祉費補助金につきましては、保育緊急確保事業について県費から国庫への組み替え等により、1,616万9,000円の増額となっております。

5目。総務国庫補助金につきましては、社会保障・税番号制度導入事業費319万7,000円、がんばる地域交付金301万9,000円、合わせて621万6,000円を増額しています。

16ページをお願いします。

13款、3項、1目。総務費委託金、1節。総務費委託金につきましては、地域力創造のた

めの起業者定住促進モデル事業委託金として500万円の増額を行っています。

次は18ページをお願いいたします。

14款、2項、2目。民生費県補助金の2節になりますが、全体で1,897万8,000円の減額を行っています。その主なものとしましては、県支出金から国庫補助事業に組み替えとなったためでございます。

9目。災害復旧費県補助金、1節。農林施設災害復旧費補助金につきましては635万円の増額を行っています。

21ページをお願いいたします。

15款、2項、1目。不動産売り払い収入につきましては、町有地の売り払いにより1,064万円を増額しています。

23ページをお願いいたします。

17款、1項、2目。コミュニティ活動支援事業基金繰入金、3目。人づくり・まちづくり基金繰入金につきましては、普通交付税あるいは繰越金の増が生じたので、合わせて1,270万円を減額しています。

24ページをお願いします。

18款、1項、1目。繰越金は、前年度からの繰越金2,444万1,000円の増額を行っています。

26ページをお願いいたします。

20款。町債でございますが、今回、全体で2,390万円の減額を行っています。内容につきましては、8ページの地方債補正と重複しますので、説明については省略いたします。

27ページをお願いいたします。

27ページからは歳出となりますが、人件費の補正につきましては人事異動によるものとなっておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。

28ページをお願いいたしますが、2款、1項、5目。財産管理費では、13節の委託料で、旧公会堂耐震補強修復実施設計業務として1,299万円を計上しています。

29ページをお願いいたします。

2款、1項、6目。企画費では、総額400万6,000円の増額を行っています。これにつきましては、13節にマスコットキャラクターのデザイン整備及びPR業務の委託料120万円を、18節にキャラクター制作購入費50万円を増額計上しています。また19節には21世紀まちづくり支援事業補助金として、県支出金と地方負担分を合わせまして180万6,000円を計上してい

ます。

13目．電算管理費では、13節に電算機器保守業務及びシステム改修委託料として297万2,000円を計上しています。

30ページをお願いいたします。

17目．地域づくり事業費については、地域おこし協力隊の関連としまして574万1,000円の増額を行っております。

39ページまで飛んでいただきたいと思います。39ページをお願いします。

衛生費ですね。4款、1項、2目．予防費では、13節で水痘・高齢者肺炎球菌ワクチン接種委託料として405万5,000円の増額を行っています。

46ページをお願いいたします。

7款、1項、5目．企業誘致推進費では、町営工業団地地質調査業務委託料として356万4,000円を増額しています。

48ページをお願いします。

8款、2項、2目．道路橋梁維持費では、西九州道路をまたぐ跨道橋詳細点検業務委託料として800万円を計上しています。

51ページをお願いいたします。

8款、5項、1目．住宅管理費に、被災住宅の住宅補修工事費として438万9,000円を計上しています。

次に54ページをお願いいたします。

10款、2項、11目．南小学校施設整備費に、校舎改修工事費として600万円を増額計上しています。

57ページをお願いいたします。

10款、5項、2目．保健体育施設費、15節に鴻ノ巣グラウンド改良工事費として500万円を増額しています。

3目．体育センター管理費に屋根塗装及び補修工事の実施設管理業務委託料として、それぞれ150万円。それから工事費として2,050万円を計上しています。

59ページをお願いいたします。

11款、1項、1目．農林業施設災害復旧費の15節に、災害復旧工事費として950万円を計上しています。

60ページをお願いします。

60ページから62ページまでは特別職及び一般職の給与費明細書であります、ごらんのとおりとなっておりますので、この場にての説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑はありませんか。

大久保議員。

○11番（大久保 進君）

21ページ、15款の1目、財産売り払い収入、どうなったのかですね。それから、25ページ、19款、3目、雑入。ここで公営住宅火災共済金とありますが、これはどこの火災か、お伝えしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（川田保則君）

企画財政課長。

○企画財政課長（楠本和弘君）

21ページの不動産売り払い収入の土地はどこでしょうかということでしたので、これは稗木場の曲田地区の土地の残地がございまして、これが約2,000平米ほど残地がございました。その分の売り払い収入でございます。

それから、25ページの雑入の公営住宅火災共済金の分につきましては、小石原町営住宅が火災に遭いまして、その分の共済金として共済金が支払われることになっております。これについても支出のほうで計上しているところでございます。

以上です。

○議長（川田保則君）

松添議員。

○10番（松添一道君）

46ページ、7款の1項ですね。5目の企業誘致推進費、ここで町営工業団地に地質調査をされるんですけども、どういう事案で、どういうことで地質調査をしなければならないようになったのか。そのことについてお願いいたします。

○議長（川田保則君）

商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

46ページ、7款、1項、5目。企業誘致推進費の中での地質調査業務委託料の件につきましてですけれども、これは現在、企業誘致活動を進めておりますが、そこに進出しようとする企業様のちょっと要望でございまして、当然、工場の設置、あるいは設備、機器の設置がございまして、そういったものに対する地盤の強度と申しまししょうか、地耐力の数値を求められましたので、緊急に調査をしたというところでございます。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑ありませんか。

百武議員。

○1番（百武辰美君）

16ページをお願いいたします。13款、3項。委託金の地域創造のための起業者永住促進モデル事業委託金ということですが、この事業について御説明をいただきたいのですが、全国で今年度は6カ所あたりを指定を受けてされているようですが、その事業についてももう少し詳細に御説明をお願いいたします。

○議長（川田保則君）

商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

御質問の地域力創造のための起業者定住促進モデル事業についての内容ということでございますが、これは地域おこし協力隊などの地域外の人材の定住を促進するということで、促進し、かつ地域活性化を図ろうとする市町村を国がモデル的に支援するものでございまして、今年度、16市町村の応募の中から6市町が採択をされております。各分野のスペシャリストを外部専門家として、モデル指定を受けた市町へ派遣をしていただきまして、それらにかかわる費用について国が支援をするというものでございます。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（川田保則君）

百武議員。

○1番（百武辰美君）

関連してですが、その専門家ということの派遣ということでございますが、もし決まっていればの御説明と、そのモデル事業の波佐見町の趣旨の中に窯元跡地のリノベーションとグリーンクラフトツーリズムの展開事業ということでありました。詳細はこれからでしょうが、大体大枠、この事業の中でどういうことをやるのかという概略で結構ですので、御説明をお願いします。

○議長（川田保則君）

商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

まず、この外部専門家につきましては、地域人材ネット、こういったものに登録された方に限定をされております。ということで、本町といたしましては、従来から本町の事情をよく御存じでありますアイデアパートナーズの井手修身氏をアドバイザーとして派遣いただくようにしております。

先ほど申されました一部事業につきましては、当然、地域おこし協力隊の活動支援、アドバイス、それから現在行っておりますTOU・NOU体験型ですね。これらの新たなプログラムの構成なり、あるいは支援。それから、もう一つ事業といたしまして、本町、現在、西ノ原地区を中心として多くの訪問者が来ておりますが、それらに合わせて西ノ原の今後の町づくりに関して独自にそのアドバイザーが調査を行いたいと、この事業費の中で行いたいということで、当然定住、そういった若者がお越しになる場所をもう一度見直して、どういった町づくりがいいのか、自分なりの提案をしてみたいということでございましたので、当然その中には地域おこし協力隊も活動家の一人として協力しながら、いま一度、町を点検するという事業でございます。

○議長（川田保則君）

尾上議員。

○5番（尾上和孝君）

済みません、45ページの、節が14節と18節です。こちらにWi-Fiサービスということが書いてありますが、これはくらわん館の中にあるWi-Fiのことでしょうか。それとも、また新たに設置ということでしょうか。

それと、消防費、Pの52ページ。52ページの9款、1項、節が15節、これの消防詰所シャッター文字などの施工工事ということで書いてありますが、これは何分団の分団でしょうか。

○議長（川田保則君）

商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

45ページの14節及び18節、W i - F i 関係でございますけれども、これは想定しておりますのは、波佐見温泉付近ということで考えております。と申しますのは、今後ホテルもオープンいたしますし、インバウンド関係のお客様がかなり期待できるのではないかとということで、それらに対応するために、まずはそういった来訪客が見込まれるところを1点整備しながら、今後計画的にほかの地域にも図ろうというところで、ピンポイントで、場所は設定をしておりますが、温泉周辺ということで御理解いただければというふうに思います。

○議長（川田保則君）

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

消防費の中の工事費でございますけれども、消防詰所のシャッターは2分団、3分団、7分団、8分団、以上の四つを計画をいたしております。中身につきましては、1分団にも既に昨年度、施工をしておりますけれども、あの類いの塗装ということで予定をいたしております。

○議長（川田保則君）

ほか、ありませんか。

石峰議員。

○3番（石峰 実君）

15ページの臨時福祉給付事務費が補正されておりますけれども、この9月9日までだったですかね、締め切りだと、どういった状況だったのか。ほぼ対象者についてもれなく給付ができたのかどうか。これが第1点ですね。

それから、29ページの21世紀まちづくり支援事業、これはどこにどういった内容で支給されるのか。それと、同じく諸費で公共奉仕活動障害見舞金というのは、どこの誰が障害に遭われたのかどうか。これをお知らせください。

○議長（川田保則君）

住民福祉課長。

○住民福祉課長（朝長義之君）

それでは、臨時福祉給付金関係の受け付け状況を申し上げますと、福祉給付金につきましては対象者が3,400人程度で、現在のところ約80%が申請が終了されているということでございます。なお子供の部分につきましては1,200名程度が対象になっておりましたが、ほぼ99%ぐらいは受け付けが完了しているという状況でございます。

以上です。

○議長（川田保則君）

企画財政課長。

○企画財政課長（楠本和弘君）

29ページの21世紀まちづくり支援事業補助金の対象ということですね。これにつきましては、西ノ原の景観資産がございますけれども、その改修費の補助ということで、18ページに歳入のほうで県の支出金としまして補助金が90万3,000円交付されます。事業費の3分の2の補助をするわけですが、県が3分の1、町が3分の1、合わせて3分の2の補助をするように予定をしております。

以上です。

○議長（川田保則君）

建設課長。

○建設課長（吉田耕治君）

先ほどの追加でちょっと説明をさせていただければ、福重家主屋、これの屋根、それからとい、壁ですね。こういったものの改修ということになっております。

以上です。

○議長（川田保則君）

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

諸費の公共奉仕活動見舞金の件ですけれども、中身につきましては、町内一斉清掃の際にちよっとけがをされた事例が1件、それから環境美化作業員の作業中に、第三者の車両に若干損害を与えたということに対する補償費の部分の2件でございます。

○議長（川田保則君）

ほかにありませんか。

古川議員。

○4番（古川千秋君）

30ページ、17目の地域づくり事業費ですけれども、ここで地域協力隊は当初2名というふうなことで予算計上をされ、実際に今度3名の方が採用をされたというふうなことで、ここで言う1節の報償費54万、当初予算には432万計上されておりましたが、今度54万補正額が上がっておりますが、これは3名分なのか。それと、8節の報償費214万3,000円、これも3名分になるのか、その辺の内容をお教えてください。

それと、次に31ページの18節。備品購入費、地域おこし隊の備品購入ということで上がっておりますが、これはどういうふうなものなのか、お教えいただきたいと思います。

それから、先ほども出ましたのであれですけど、43ページの12目。担い手対策費、ここで19節に経営体育成支援事業費補助金、それと追加的信用供与事業費、この補助金56万組まれておりますが、この内容をお教えいただきたいと思います。

それから、45ページの商工費の2目。商工振興費、これに19節に商店街まちづくり事業補助金113万8,000円が計上されております。これは商店街まちづくり事業費補助金は、昨年やったですかね、商店街のLED化の問題がありましたけれども、今回の113万8,000円は、これは何の分に当たるのか、お教えいただきたいと思います。

それから、49ページ、河川費の1目。河川総務費ですけれども、ここは630万起債を起こしまして計上とされておりました。今回、一般財源に630万、財源組み替えをされておりますが、説明の中においては、村木、志折川、川内というふうなことで、工事場所の話もあっておりますが、当初そのような地方債が該当するか、該当しないかというふうなことがわからなかったのかどうかですね。その辺の経緯あたりがわかれば、100%一般財源化されたというふうなことの経緯あたりを御説明いただきたいと思います。

○議長（川田保則君）

商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

まず、30ページの2款、1項、17目。地域づくり事業費の中でございますけれども、1節の報酬につきましては、おっしゃるとおり2名から3名の増員になった分でございます、かつ期間が1年間計上しておりましたが、7月1日からの就任ということになりますので、その辺を加味いたしまして、3人分の54万の増額ということにしております。

それから、8節の報償費につきましては、これは先ほど百武議員のほうから質問がござい

ました、起業者定住モデル事業関係の委託料で、この17目の中にその事業費がそれぞれ分かれておりますが、8節、これはそのアドバイザーへの直接的な報償費ですね。この波佐見町に来ていただいたときの謝礼としての報償費でございます。

それから、御質問にはございませんが、ほかに旅費の費用弁償、それからほかに直接、今度、事務所の中で作業をされる場合についての委託料が13節等に計上されまして、これを総合的に合わせますと500万の事業費というふうになりまして、全て国の事業費で賄われるようになっております。

それから、18節の備品購入費につきましては、地域おこし協力隊のパソコン代ですね。パソコン購入費、それから今回タブレットあたりの購入も検討しております。

それから、45ページの商店街まちづくり事業費補助金につきましては、国の25年度の補正予算の事業といたしまして、西ノ原地区の商店街が街路灯のLED化及び防犯カメラの設置を要望されております。それにつきまして、町からの支援を幾らか行うということで計上させていただきます。

以上です。

○議長（川田保則君）

農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（山口浩一君）

43ページの担い手対策費につきましてはですけれども、内容につきましては認定農業者1名のタマネギ収穫にかかわります機械の整備に対する補助金でございます。3割補助の分になります。

それから信用補助金につきましては、それにかかわります融資額に対する、いわゆる信用保証にかかわります支援でございます。融資額の15分の2という金額になります。それが56万ということで、同じ金額が歳入のほうにも県のほうからの補助ということで計上いたしております。

○議長（川田保則君）

財政管財班係長。

○企画財政課財政管財班係長（福田博治君）

49ページ、河川総務費の地方債の減についてでございます。当初予算では、編成時には改修工事ということでございましたので、予算を計上したところではありますが、県とのやりと

りの中で、地方債の適債事業については一般的に新設や改良工事が該当するというので、今回の工事内容については維持補修に該当するだろうということになりましたので、この維持補修については起債の対象となりませんので、今回廃止を行ったところでございます。

以上です。

○議長（川田保則君）

ほか、ありませんか。

太田議員。

○8番（太田一彦君）

29ページ、2款、1項、6目の13節。委託料ですね。120万、マスコットキャラクターデザイン整備及びPR業務委託料ということでついてはありますが、この内容を説明をお願いしたいと思います。

それと、そのマスコットキャラクターの今、応募を、6個やったですかね。今、投票ということでされていますけれども、これは単に投票数の多いほうで決められるのかどうかですね。それと、例えば陶芸の館とかに置いてあるんですけど、ほかの町の方が投票をされるような感じも受けられるようなことがあって、もう少しわかりやすく、投票は町内の人たちだけだと私は思うんですけど、そういうこともしっかりうたわれたほうがいいんじゃないのかなと思います。その辺がどうなっているのかということも含めてお知らせいただきたいと思っています。

次に、50ページ、8款、4項、1目の1節の報酬ですね。景観検討委員会委員の報酬についてなんですが、これは何名分なのかということと、これは恐らく講堂あたりのことも入ってくると思うんですが、講堂の改修等のことも含めた形での検討委員会をなされるのかどうか。その辺の内容の説明をお願いしたいと思います。

また、53ページ、10款、1項、2目の8節。報償費、いじめ等学校問題対策会議執務謝礼について、内容説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（川田保則君）

企画財政課長。

○企画財政課長（楠本和弘君）

29ページの2款、1項、6目の13節。委託料の120万についての説明でございますが、応

募していただいたデザインは、フリーでのデッサンのデザインになっております。こういったものをベースに、原画をベースにイラストレーター等に細部にわたって整備する必要がございます。そのままではキャラクターとして公表できるような状態にならないと思います。いろんなデザインが、キャラクターが決まった場合に、一つのポーズだけじゃないので、いろんなポーズのデザインをしていただく費用。それから、それを使用する際のマニュアル等の作成、我々にそのノウハウが十分でないというようなことから、そういったマニュアルの作成とか、いろんなイベントを企画、そういったものも含めて、このデザイン整備及びPR業務委託料として計上をしているところでございます。

2点目の投票につきましては、選定委員会を設置しておりますので、その参考数値として使わせていただくということで、投票が多かった場合、それを採用するというものではありませんが、後で皆さんの御意見は参考にさせていただくということでございます。

それから、現在、町内・町外の投票になっているんじゃないかというようなことですが、基本的には町内の方の意見を尊重する形になると思いますが、町外の方の意見も参考にさせていただくというような形で、今、混同する形にはなっておりますが、今後その区分には気をつけていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（川田保則君）

建設課長。

○建設課長（吉田耕治君）

50ページの都市計画総務費の中の1. 報償ですけれども、現在、当初予算に2回分の8名分を上げていたんですが、今回最終年度ということで、あと1回ふやすということで、3回目にするということで、8名の分をふやしております。

以上です。

○議長（川田保則君）

建設課長。

○建設課長（吉田耕治君）

講堂に関しましては、特に今回の中で検討の中には入っておりません。それを具体化することとはですね。まずは波佐見町全体の景観計画に関するものでございますので、それを今後重点地区に案としまして4地区をちょっと上げておりますが、その中でちょっとうた

ってはおるんですけども、まだそこまでの具体的なものまで入っておりません。講堂の活用をですね。こういったものを含めては入っておりません。

○議長（川田保則君）

教育次長。

○教育次長（平野英延君）

53ページの8節。報償費、いじめ防止に関する執務謝礼でございます。いじめ防止法の制定に伴って、学校での基本方針を定めて、その対策のための委員会、学校で設置までやります。次に、教育委員会サイドで学校をサポートするサポートチームというのを設置します。そして、重大事態が発生した場合は、教育委員会内で重大事態対応のための対策チームというのを設置をします。そういうことで、まず教育委員会内部で対処するための会議の立ち上げに係る執務謝礼、重大事態が発生した場合は、一部見ておりますけれども、今後の予算計上になっていこうかと思っております。

○議長（川田保則君）

太田議員。

○8番（太田一彦君）

ちょっともう一つ、新たに18ページ、14款、2項、1目の1節。総務管理費助成金の長崎を変える人材誘致事業費、50万について説明をお願いしたいと思います。

それと、先ほどの、50ページの景観検討委員会、今、2回されたということなんですけど、そういう講堂の改修等の具体的な話がまだ出ていないという話なんですけど、では一体何の話がされているのかですね。

要するに中尾地区と西ノ原地区はよく記憶に残っているんですが、既に、例えば講堂の場合、やはりあの景観として木造建築の雰囲気が必要なんじゃないか。地区の人も話をすると、常にいろんなその地元の方は動かれている方もいらっしゃるんで、そういう場合、やっぱり木造建築で統一感を図りたいというのは自然に出てくる話なんですけど、そういうところも出ていないのかどうかですね。ちょっと疑問なんですけれども、もう2回されたということの中で何を話されているのか、どのような形で進んでいるのか、もう一回ちょっと簡明にお話をいただければと思います。

以上です。

○議長（川田保則君）

商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

18ページの長崎を変える人材誘致事業費でございますけれども、これは地域おこし協力隊にかかわる県の補助金でございますので、今回3名に増員させていただいております。それと期間の変更がございますので、その分で、本来であれば1年間1人当たり200万でございますが、これが12分の9、活動期間が12分の9になります。それと1名増員ということで、トータルで50万の増ということになります。

○議長（川田保則君）

建設課長。

○建設課長（吉田耕治君）

まずもって、質問をされた内容と、今、行っている業務がちょっと違うもんですから。実は景観の、波佐見町全体の景観のことを考えた計画を策定を今やっております。それも25年、26年と2カ年にまたがって計画を策定をやっておりますが、講堂自体をどうするという問題はまた別の問題として捉えておりますので、今回はこれを受けて、計画の策定を受けて条例化に持っていくということがございます。景観に関する条例化、例えば制限を加える。こういったものの基礎づくりを今やっているというようなことでございまして、例えば講堂の利活用については、今後のその企画財政で今進めております、その耐震なり、そういったものの中で協議をされると思っておりますけれども、今の景観の中ではそういった中までは協議をやっておりません。景観策定にはですね。そういった今の現状でありまして。今、ことしは検討委員会を1回開きまして、あと10月、それから2月か3月、ここにあと1回開きたいということ考えているところでございます。

○議長（川田保則君）

太田議員。

○8番（太田一彦君）

済みません、今の景観検討委員会の話はちょっとわかりにくいんですけど、私は利活用のことを言っているわけじゃないんですよ。景観のことについて話をされているわけですから、今からいわゆる福重邸を含めたあの地域、先ほども出てきましたけれども、今すごく若者たち、あるいはその観光客はにぎわっていますよね。それプラスアルファとして講堂というのがあって、そういう景観を守るためにとか、今から例えば建てかえをすとか、民間がなっ

た場合に、それを雰囲気を崩さないようにとかというためのものだと私は思っているんですよ。違うんでしょうかね。その波佐見全体のそれは景観なんでしょうけど、地区の計画というのもあるわけだから、その辺のところの話が余り見えていないというのは、ちょっと少し不安なんです。そのための条例をつくらなきゃいけないからというのはわかるんですが、既にそういう話もう入っていてもいいのではないかと。次のステップとしてですね。せっかく話を進めていらっしゃるわけですから。

そうしないと、こういう話が住民の方にもいかないと、変な建物が建ったらって悪いんですけど、物すごく現代的な建物が建って、あるいはコンクリート張りの建物が建ったりとか、あるいはカラフルな家が建ったりとかした場合に、ちょっと後になってしまうのじゃないのかなという、そういう懸念があるので。地域の方たちもそういう意識を持っていらっしゃるので、西ノ原地区だけでこう言って申しわけないんですが、特に今注目を浴びているので、それと同時に講堂を改修、補修、そして耐震の費用が今出ているわけですから、やっていかないと、非常にアンバランスな町づくりになっていくんじゃないかという懸念を持っていますけれども、いかがでしょうか。

○議長（川田保則君）

建設課長。

○建設課長（吉田耕治君）

今計画を策定しております中には、まず重点地区としまして4地区を案として上げております。これにつきましては、波佐見町全体を一般景観区域として定めて、その中でそういった重点地区を定めていきたいと思いますということでございます。当然、今言われた、中尾、鬼木、あるいは西ノ原、宿の街道ですね。こういった4地区を今、上げておりますけれども、実は一般景観区域からその重点地区にした場合には、当然厳しい制限が加わってくるということでございますけれども、これを持っていくには、地域住民のコンセンサスを得て、そういった中で皆さんの理解を得ながらしなければいけない事項が多く含まれておりまして、まず案としてつくりまして、それを地域におろしていくと、今後ですね。それで、地域の皆さんがこれでいきたいと思いますということになれば、そういった重点地区に定めて制限を加えていくということになります。

今回行っておりますのは、一般景観区域として波佐見町全体に浅く薄くかけるというふうな制限がございます。ただ、一般家庭の住宅等につきましては、規模的に今の基準をちょっ

とつくっておりますけれども、この部分には多分該当しないだろうというふうに考えております。

ですから、例えば地域の中でどういったまちづくりをやりたいのかということが、今後その心配をされているということでございますので、当然、今の委員さんの検討委員会の中にも、各中尾、鬼木、西ノ原、それから宿ですね。この4地区の方の一応、郷から推薦を受けた方が委員として入っておられまして、その中で今後の体制をどうやっていくんだらうということを、今、中身の検討だけをやって、それをある程度まとまった段階で地域におろしていくというような格好になるかと思えます。

ですから、今は波佐見町全体のまず景観、一般景観区域のことを考えて、その今後の状態としまして、地域におろして行って、それでも、例えば重点にすれば、当然基準が厳しくなりますので、その部分をどうするんだということも出てこようかと思えます。そういったことも今後、例えば条例の中に反映をさせていくというようなことになってこようかと思えます。ですから、今行っているのをすぐ、例えば、その景観の町づくりの中の分に反映できるということではございませんので、先ほどちょっと、心配は心配なんですけれども、今のざっくりしたところの波佐見町の全体の分を考えて、今やっているところでございます。

○議長（川田保則君）

ほかにありませんか。

藤川議員。

○6番（藤川法男君）

44ページをお願いします。林道整備事業で3,000万が200万の補正ということで、この内容をですね。林道は鳥獣被害とか、相当な道路が傷んでおりまして、ほかに要望等が各地域からなかったのか、重ねてお答えをお願いします。

それと、48ページですね。土木費の道路橋梁維持ですね。13の委託、跨道橋詳細点検、点検ですから、西九州道をまたぐということで、前回、西九州道路もしてあったような感じがしておりましたので、ちょっとここら辺の御説明をお願いいたします。

それと、あと一つ、51ページですね。土木の住宅管理費のことで、工事請負と被害者住宅補修工事ということで、どういう項目があったのか、また多かったのか、確認のためお答えください。

○議長（川田保則君）

農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（山口浩一君）

林道の整備事業費ですけれども、これは3,000万当初で、御存じのように林道中尾線の舗装工事を予定しておりますけれども、それにかかわります関連ということで、今回200万円をちょっとつけさせていただいております。

○議長（川田保則君）

建設課長。

○建設課長（吉田耕治君）

48ページの歩道橋の詳細点検でございますけれども、この西九州自動車道をまたぐ橋梁、4橋ございます。その中で町道が1橋です。その部分は補助、それから、あと残りの部分3橋ですね。この部分は助成金を200万いただいてやるということでございます。国の政策の中で5年に一度、見直し、点検をしなければならないということになっておりまして、今回ちょうどそういった助成事業に当たったということもございまして、今回やるということで計上させていただきました。

それから、51ページの被災住宅補修工事でございますけれども、これは5月29日に小石原住宅のJの1が漏電によりまして火災を起こしました。この内装の改修工事のために、多分収入の段で出たと思っておりますけれども、歳入ですね。保険金が出ますので、この部分で補修をやると、内装を含めてですね。そういったことで計上させていただいております。

○議長（川田保則君）

藤川議員。

○6番（藤川法男君）

漏電ということですから、ほかにもそういう、もう結構古いものですから、今後やっぱりそういう点検も考えていただきたいと思っております。

○議長（川田保則君）

9番 松尾議員。

○9番（松尾道代君）

50ページをお願いします。50ページの3目。土地区画整理事業費の中で、15節の工事請負費、22節の補償費等が少し変わっております。2,000万の増額、2,900万の減額とかですね。予算書で見る姿から変わっていくようでありますので、現在の進捗状況と、今年度の目標を

お願いします。

それから、もう1点です。もう1点は55ページです。15節の中で野球部の記念碑をつくるという話は前から聞いておりますけど、この具体的な話が決まっていたらお知らせください。

○議長（川田保則君）

建設課長。

○建設課長（吉田耕治君）

50ページの土地区画整理事業の部分でございますけれども、今回要望しておりました1億2,000万から減額割り当てというようなことがございまして、その割り当ての中でできるものを、今回それに見合う部分をしております。ことし、補償を1件、それから、あと残り建物が5件ございますけれども、この部分の建物の調査ですね。それから再評価のための分析、あと残り部分を工事費で使うというようなことで、28街区を予定しております。進捗につきましては、補償につきましては、今、契約をさせていただいて、順次移転先であります7街区の部分で今検討されているところでございます。

以上です。

○議長（川田保則君）

教育次長。

○教育次長（平野英延君）

55ページの15節、工事請負費の野球部全国優勝記念碑の設置工事でございます。この部分につきましては、具体的には中学校校門から入って右側の花壇のところに設置を予定しております。大きさとしては、全体バランスもございまして、1メートル真四角ぐらいを考えて、御影石での設置を考えておるところでございます。これにつきましては、野球部だけじゃなくて、今後のクラブ活動の後進の教育のためにも、その設置をしていったほうがよくはないかということから提案させていただきました。

○議長（川田保則君）

石峰議員。

○3番（石峰 実君）

56ページの文化財保護費の中で、防犯カメラの購入というのがあるわけですがけれども、今、非常に貴重な文化財あたりも注目されているという段階で、こういった、何かそう

いった侵入とか盗難の危機があったのかどうか。それとも、ほかの窯跡等の盗掘があつているのかどうか。そのあたりをちょっと教えてください。

○議長（川田保則君）

教育次長。

○教育次長（平野英延君）

56ページの防犯カメラの設置につきましては、陶芸の館の2階の管理の強化を図るために、全体で4カ所ほど設置をする。今、分室でも管理をし、ちゃんと防犯カメラでしておりますけれども、やはり今後、早目に御披露する必要があるだろうということから、そちらのほうに大々的に展示を考えております。そういうことで、さらに管理の強化、監視の強化を図っていくということで4カ所の設置の分でございます。

○議長（川田保則君）

ほかにありませんか。

松尾議員。

○13番（松尾幸光君）

21ページの財産収入ですけれども、今回2,000平米が稗木場の曲田地区に渡りつけたという、先ほどの同僚議員からの質問に対してありましたけれども、この曲田地区そのものの町の土地を整備されて、ある程度、進入道路もかなり整備されて、でき上がった、要するに企業誘致のためのその目的とした土地じゃなかったのかなと私は判断しているんですが、しかし、その後、今、皆様、御存じのように、あそこには民間の住宅が手前にまずでき上がりまして、その奥にまた住宅ができ上がっております。これは過去、佐世保の浦郷バケツさんですか。あそこに土地を売買された。その後、一向に変動がなく、工場が入ってこなかった。いろんな経済的な事情があったと思うんですが、そういうような形で、その住宅、その後、また奥に多分、土地用の分に売られた部分が住宅に売られたんじゃなかろうか。私の判断ですけれどもね。その詳細な場所はどこか、私も知らないんですけれども。

しかし、今の状況で、こちらから、本通りから眺めてみますと、ほとんど埋め尽くされた状態の中で2,000平米が売られたということですが、その売られた後の町道、町の土地というのが残されているものなのか。完全に完売されたものなのか。そして目的が違ったら、そういうふうな形で変更されていると、その理由かれこれひっくるめまして、過去から

の歴史の流れというのをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（川田保則君）

財政管財班係長。

○企画財政課財政管財班係長（福田博治君）

議員おっしゃるとおり、そもそもは向かって左側は工場用地、向かって右側については住宅用地ということで、平成16年度から3カ年にわたって工事をしたところでございます。道路向かって左側については、佐世保の浦郷バケツさんが大部分を購入されて、佐世保からこちらのほうに工場を移転したいということでございました。しかし、その後、経営状況等見られまして、土地購入、またはその辺の償還がきついということで転売をされて、そして住宅が建ったということでございます。

御質問のとおり、これにて町が売れる土地については全て売り払ったということです。なお、道路とか公園、その下には調整池がございますが、これは開発行為で町が管理をしなければいけませんので、このまま残るといことになります。

以上です。

○議長（川田保則君）

松尾議員。

○13番（松尾幸光君）

ということは、先ほどの道路、それから貯水池、それから公園をその状態で、あの状態で残すということは、民間に工場を建てるためにあの道そのものも、道路そのものもでき上がったわけですね。例えば、普通の民間が住宅をされる場合に、町のほうからそういう道をつくってやるということはある得ん話であって、その中でこういう状態の中で道ができて、公園ができて、そして貯水池ができて。管理は町がやられるんじゃないかと思うんですけども、話によりますと、あそこの町の管理が余り行き届いていないという話もちょっと聞いたものですから、私、こういう質問をしているわけですけども。じゃあ、一応その以外には無駄な土地は全然ないということなんですか。

○議長（川田保則君）

財政管財班係長。

○企画財政課財政管財班係長（福田博治君）

まず、土地開発行為については、土地の規模で法令に基づきまして開発者が開発をするよ

うになっております。その法令に基づきまして、道路をつくる、または公園をつくる、または住宅用地、宅地になりますので、調整池をつくって河川等の流出を抑えるということについては法令に基づいて整備を行ったわけでございます。管理が一部、行き届いてないということでございますので、今後も町で管理をいたしますので、その点については気をつけて管理をさせていただきたいと思っております。繰り返しますが、今回の払い下げで、払い下げをできる可能な部分については全て払い下げを行ったということでございます。

以上です。

○議長（川田保則君）

古川議員。

○4番（古川千秋君）

ちょっと1点だけ、確認のため質問させていただきます。52ページの2目、非常備消防費であります。15節、工事請負費に入っておりますが、先ほどの説明では、2、3、7、8、4分団の詰所のシャッターの文字の施工ということで、1分団のものがちょっと取り上げられたような状況ですけれども、1分団のような文字をシャッターのほうに施工されるのか。そうした場合に、1分団のようにされた場合に、あれは江戸の火消しをあれしてされております。というのが、あれがいろいろありまして、そのデザインを提供された方がその著作権といえますか、もし同じものをされればそれがあるんじゃないかということでちょっと聞いております。そういうようなことで、そこを了解のもとにこの予算を計上されて、4分団の分にそのままされるのかどうかということをちょっとお聞きしたい。

○議長（川田保則君）

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

1分団に施工をいたしましたのは、いわゆる消防団員の募集を促すという意味合いで、県の単独の補助事業で100%の事業でやっているわけですけれども、施工いたしました、いわゆる火消し絵の件につきましては、著作権については私も今初めて聞きました。もし、そういった問題等が発生しているということであるならば、確認の上、対応すべきところは対応していかなければならないというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

古川議員。

○4番（古川千秋君）

その1分団の詰所を整備されまして、あそこでそういう看板、シャッターの絵をされたときに、既にもう町のほうにその分が移譲されているということであれば問題ないわけなんですけれども、ちょうど操法大会の期間中だったと思うんですけれども、そういうようなときに、実際にその絵を提供された方、デザインを提供された方からちょっと聞いたもんですから、1分団だったからそういうふうにしたんだというふうなことなんですよね。他の分団にそれを持っていくということの問題とか、その辺を了解の上であれば、私は別に何もありませんけれども、そこは確認をされたほうがいいんじゃないかということです。

○議長（川田保則君）

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

著作権の問題でございますので、今初めて私の耳にも入った情報でございますので、著作権等については内容を確認の上、他の分団にできるかできないか、その辺も含めて、調査をして対応したいというふうに思います。

○議長（川田保則君）

今井議員。

○7番（今井泰照君）

57ページの2目の鴻ノ巣グラウンドの改修工事ですけれども、今回500万追加されていますけれども、追加内容ですね。追加の内容と、そして期間的にどのくらい見ていらっしゃるのかですね。いつぐらいからかかってですね。そういう問題と。

次の59ページの農林業施設災害復旧費ですね。これは工事場所ですね。災害場所はどこなのか、お尋ねいたします。

○議長（川田保則君）

教育次長。

○教育次長（平野英延君）

57ページの15節、工事請負費の500万でございますが、鴻ノ巣グラウンドの今設計を進めているところでございます。新しい工法で、トース土工法といいまして、粒子を固めながら、水通しがよくなるような方法で、ましてや、今ある土を使いながらやる工法を考えておるところでございます。そういう中で、さらにやはりめくら暗渠をもう少し緻密に入れていく必

要があるということが発生しましたので、この分の増額でございます。

それから、工事の施工につきましては入札後ということになりますので、今準備を進めておりますが、その終了次第。恐らく11月半ばぐらいから2月ぐらいを目標にしたいと。天候によっては3月ぎりぎりになる可能性もございます。

○議長（川田保則君）

農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（山口浩一君）

災害復旧ですけれども、場所につきましては、農地と施設、それぞれございますけれども、農地が7カ所で、鬼木が5カ所、稗木場1、野々川1ですね。施設につきましては、施設は主に水路、それと一部農道。農道が多いです。済みません、失礼しました。農道があります。施設が6件です。野々川1、鬼木1、金屋1、村木1、川内1、協和郷ですね、長野が1ということで、7件と6件、合計13カ所でございます。

○議長（川田保則君）

ほかにありませんか。

大久保議員。

○11番（大久保 進君）

これはちょっと景観条例というか、それが今、委員会をやっているというようなことですが、実は今度、窯業の町として、また波佐見町が景観、観光立町というようなところで、窯業で波佐見は生きてきましたけれども、本通りに草ぼうぼうとして、今、景観に物すごく邪魔しているところも見受けられます。そこを、やはり私たちも見えて見ないふりをできないような施設があるわけですね。そういうときに、それを町としてやってもらえればいいんですが、今そこにやる力がないとなった場合、行政のほうでどういうふうな手段をとっていただくか。やはり焼き物の衰退といえども、時代を担ってきた窯業の後姿であります。そういうところも見受けられます。そういうところを行政としても少し手を下して景観に力を入れるべきではないかなと思っておりますが、その点の何か意見はございませんでしょうか。

○議長（川田保則君）

副町長。

○副町長（松下幸人君）

おっしゃるように、町内各地には道路、特に県道沿いがそういうところが目について、

我々も内部では協議をしているんです。ただ、私有地になりますというと、すぐ県道の横に私有地があつて、そこは非常に今、草ぼうぼうとしてやぶになっているというような状況がありますよね。あそこはもう、いわゆる地権者といいますかね。その財産の権利を持っておられる人に対して要請をする以外にないのじゃないかなというようにところで危惧をしております、そういう、例えばはっきり申し上げますと、破産管財人といいますか、弁護士の方がなつておられますけれども、そういう人たちに対して、こちらから要請といいますか、そういうことをする手続をせんばつちやなかろうかというようなことは話をしておりますけれども、これといった具体的な、これでいくというようなことがなかなか見つからんもんですから、大変危惧をしているところでございます。

○議長（川田保則君）

大久保議員。

○11番（大久保 進君）

本当、民間の持ち物ですので、行政からどうということはなかなか難しいかもしれません。しかし、やはりそういう場所が見受けられた場合は、何かこう行政のほうで、やはり景観をする場合、管財人とおっしゃいましたが、やはり倒産をするということは金がないわけですよ。やれる力もありません。そういうところを見つめないふりをするのか。または行政でどうかそこら付近を、雇用対策でもいいからやるというようなことも、少しはやはりこう考えていくべきじゃないかと思いますが、そこら付近を含めて今後、行政として、やはり少しは町の大通りですね。やはり目につくところ、景観を大事にするところ、そういうところは、いろんな空き家のところもありました。それから、やはりそういうふうにしておくと、環境もそうですが、やはり衛生的にもよくありません。そういうところをもう少しやはりきめ細かな行政のことができないかと思っておりますが、そこら付近を含めてやっぱりやっていただきたいなと思っております。

○議長（川田保則君）

副町長。

○副町長（松下幸人君）

おっしゃることは十分わかるわけですよ。我々も大変そこは考えているところでございまして、やはり個人の土地ということになれば、個人所有、民間所有ですかね。そういうことになれば、一度すれば、それが悪影響といいますかね、及ぼす影響というのは非常に大き

な、じゃあうちもやってくれとか、そういう問題がいろいろ出てくるんじゃないか。そこもちょっと考えているものですからね。すぐ手を下せんというのがあるわけですよ。これについては十分、まだ引き続き検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑ありませんか。

百武議員。

○1番（百武辰美君）

28ページ、2款、1項、5目の委託料のところで、旧公会堂の耐震補強修復実施設計業務委託ということで、今度耐震の設計、修復の設計をされる予算が上がっております。実はその講堂の利活用については今後でしょうか、現在生きているというか、利活用の推進委員会で多目的ホールが望ましいという答申を前、受けられて、現在のところ、それが一番最後に残っている大きなことかなと思っておりますが。

実は設計となりますと、例えばこの前の総務委員会の話によりますと、あくまでも財産の管理ですから、現状の修復の設計を委託するつもりですということでお答えがあったんですが。ところが、今後利活用をするとなれば、どういう形であれ多くの人が入るわけですから、そうなることと財産の保全と人が利用するということになれば、建物設計、おのずと違ってこようかとは思いますが、今回の成果品についてはどの程度のものを委託業者に託されるつもりか、ここで確認をしておきたいと思えます。よろしくお願いします。

○議長（川田保則君）

企画財政課長。

○企画財政課長（楠本和弘君）

旧公会堂兼講堂につきましては、平成24年の2月に答申がなされまして、多目的利用ということなされたらどうかというような答申がなされております。それに沿って町のほうとしてもそういった活用をその方針に従っていくことを決定しております。その中で、町民の方にもお知らせをしているところでございますが、今回は可能な限り、現在の景観、外観、内観含めて、現在の見た姿をできるだけ可能な限りそのまま残すような修復をしたいと思っております。また、それとあわせて耐震ですね。耐震補強を十分に行える設計となるように、今回はそういった設計となるように業務を委託したいとふうに考えております。その

内装に関して、何か、例えば棚をつくるとか、設備をするとか、そういったことは特に付加するような設備は特には考えておりません。電気、照明等は当然やることにはなりますが、そういったことでの設計を考えております。

以上です。

○議長（川田保則君）

財政管財班係長。

○企画財政課財政管財班係長（福田博治君）

業務の内容でございます。補強、修復実施計画でございますので、工事の施工に向けた図面、仕様書なりをつくるという内容でございます。

以上です。

○議長（川田保則君）

質疑の途中ですけれども、しばらく休憩します。午後1時より再開します。

午後0時1分 休憩

午後1時 再開

○議長（川田保則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。

4番 古川議員の質問に対する答弁漏れがあっておりましたので、総務課長の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

先ほど回答漏れとなっておりましたけれども、消防詰所のシャッターの施工工事に係る著作権の問題でございますが、1分団のデザインに関する確認は現在のところまだとれておりませんが、今回補正に計上いたしました新たな4個分団のシャッターの工事に関しては、今回また別に新たにデザインをしていただくような形で準備をいたしております。それから、デザインについてもデザイン料をお支払いするという形。それから著作権についても町のほうに譲っていただくという方向で、今準備を進めております。

以上です。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑ありませんか。

尾上議員。

○5番（尾上和孝君）

済みません、28ページの2款、1項、節が13節、先ほどから委託料で旧公会堂の耐震補強、復旧実施計画業務委託料、これが上がっておりますが、先ほどの御説明では照明あたり、これのほうはちょっと設計のほうに入っておりますけど、以前ちょっとお聞きしたところでは、トイレ、ここあたりもやっぱりつなげて考えていくような修復活動をちょっとしなければいけないなということで私は考えておりますけど、そこあたりの考え方としてはいかがでしょうか。

○議長（川田保則君）

企画財政課長。

○企画財政課長（楠本和弘君）

議員おっしゃるとおり、トイレの設置についても検討しなくちゃいけないわけですけど、今回の実施設計の中にはトイレの設計は入っておりません。別個、建物内には当然、もう古い施設でございますので、中に設置するというのはいろんな弊害があるということで、別に設置をするようにしております。当初は玄関先ということになりましたが、景観上の問題等もありますので、今考えられるのは、従来、中央小学校のトイレがあった場所付近、奥のほう、左手の付近ですね。そういったところを一つ念頭に置きながら、今後検討していくということで、今回の設計には含まれておりません。

以上です。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第40号 平成26年度波佐見町一般会計補正予算（第2号）を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第41号

○議長（川田保則君）

日程第6. 議案第41号 平成26年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（河野政幸君）

議案第41号 平成26年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますけれども、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億63万2,000円とするものでございます。今回の補正予算は、歳入につきましては主なものは療養給付費交付金の減額及び前年度繰越金の増額で、歳出につきましては主なものは退職被保険者等高額療養費及び予備費の増額と特定健康診査等事業費の減額でございます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございますが、3款. 国庫支出金、2項、5目. 総務費国庫補助金を43万2,000円減額し0円とするものです。これは社会保障・税番号制度システム改修に係る補助金申請を一般会計で行うために減額するものでございます。

次ページをお願いします。

4款. 療養給付費交付金、1項、1目. 療養給付費交付金から225万5,000円を減額し、7,459万5,000円とするものです。これは現年度概算交付決定分634万6,000円の減額、過年度確定分409万1,000円の追加交付によるものでございます。

9ページをお願いします。

9款. 繰入金、2項、1目. 一般会計繰入金は、先ほど御説明いたしました社会保障・税

番号制度システム改修に係る総務費国庫補助金と同額の43万2,000円を増額し、8,143万6,000円とするものでございます。

10ページをお願いいたします。

10款. 繰越金、1項、1目. 繰越金に309万円を追加し、3,309万円とするものでございます。

13ページをお願いいたします。

歳出でございます。2款. 保険給付費、2項、2目. 退職被保険者等高額療養費については、給付見込み額の増加により200万円を増額し、740万円とするものでございます。

18ページをお願いいたします。

8款. 保健事業費、2項、1目. 特定健康診査等事業費から316万3,000円を減額し、2,144万4,000円とするものでございます。これは管理栄養士の育児休業に伴う給与費の減額によるものが主なものでございます。

20ページをお願いいたします。

12款. 予備費、1項、1目に131万2,000円を増額し、486万円とするものでございます。

次ページのほうに給与費明細書を上げております。先ほど申し上げました管理栄養士の育児休業に伴うもので、給料から225万8,000円、職員手当から34万円、共済費から56万2,000円、退職手当組合負担金から3,000円をそれぞれ減額し、合計が316万3,000円を減額し、277万9,000円とするものでございます。

以上で、平成26年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第41号 平成26年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第42号

○議長（川田保則君）

日程第7. 議案第42号 平成26年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（河野政幸君）

議案第42号 平成26年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますけれども、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,542万8,000円とするものでございます。今回の補正予算は、歳入につきましては一般会計繰入金及び前年度繰越金の増額と国庫補助金の減額で、歳出につきましては予備費の増額でございます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございますが、3款. 繰入金、1項、1目. 事務費繰入金に14万4,000円を追加し、788万8,000円とするものでございます。これは社会保障・税番号制度システム改修に係る補助金申請を一般会計で行うために計上するものでございます。

次ページをお願いいたします。

4款. 繰越金、1項、1目. 繰越金に62万8,000円を追加し、65万4,000円とするものでございます。

8ページをお願いいたします。

6款. 国庫支出金、1項、1目. 総務費国庫補助金から、先ほど御説明いたしました事務

費繰入金と同額の14万4,000円を減額し、0円とするものでございます。

10ページをお願いいたします。

歳出でございますが、4款. 予備費、1項、1目に62万8,000円を増額し、66万9,000円とするものでございます。

以上で、平成26年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第42号 平成26年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第43号

○議長（川田保則君）

日程第8. 議案第43号 平成26年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（河野政幸君）

議案第43号 平成26年度波佐見町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申

上げます。

歳入歳出予算の補正でございますけれども、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,278万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億2,385万5,000円とするものでございます。今回の補正予算は、歳入につきましては前年度繰越金の増額で、歳出につきましては介護給付費、地域密着型サービス給付費の増額が主なものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございますが、3款. 国庫支出金、1項、1目. 介護給付費負担金に35万9,000円を追加し、2億1,788万5,000円とするものです。これは過年度分確定による追加交付によるものでございます。

次ページをお願いいたします。

2項、4目. 介護保険事業費補助金から57万6,000円を減額し、0円とするものでございます。これは社会保障・税番号制度システム改修に係る補助金申請を一般会計で行うために減額するものでございます。

8ページをお願いします。

6款. 繰入金、1項、4目. その他一般会計繰入金は、先ほど御説明いたしました社会保障・税番号制度システム改修に係る介護保険事業費補助金と同額の57万6,000円を増額し、1,392万7,000円とするものでございます。

次ページをお願いします。

9款. 繰越金、1項、1目. 繰越金に1,242万6,000円を追加し、1,642万6,000円とするものです。

11ページをお願いいたします。

歳出でございますが、2款. 保険給付費、1項、3目. 地域密着型介護サービス給付費に1,200万円を追加し、1億8,200万円とするものでございます。

14ページをお願いいたします。

5款. 諸支出金、1項、2目. 償還金から32万3,000円を減額し、269万7,000円とするものでございます。これは過年度分支払基金交付金、国庫支出金、県支出金の精算交付決定に伴う返還額が確定したために減額するものでございます。

次ページをお願いいたします。

9款. 予備費、1項、1目に107万1,000円を増額し、207万1,000円とするものでございま

す。

以上で、平成26年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第43号 平成26年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第44号

○議長（川田保則君）

日程第9. 議案第44号 平成26年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（澤田義満君）

議案第44号 平成26年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

平成26年度波佐見町の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところに

よる。

歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,026万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,523万3,000円とするものでございます。

また地方債の補正としまして、第2条、地方債の変更は第2表地方債補正によるものでございまして、今回の補正の主な内容は、国の経済対策に伴う平成25年度前倒し事業による平成26年度国庫補助事業費の減額及び組み替え、また人事異動等に伴う人件費等の補正となっております。

4ページをお願いいたします。

第2表地方債の補正でございます。1、変更で、公共下水道事業につきまして、補正前、起債の限度額でございますけど、8,630万円を、補正後、限度額5,790万円と、2,840万円を減額するものであります。これは先ほど申しましたように、国庫補助事業費の減額による起債の借り入れの変更でございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明いたしますので、7ページをお願いいたします。

まず歳入でございます。

1款、1項、1目。下水道負担金、補正額220万7,000円の減額で、補正後を1,037万円とするものであります。これは当初予算に計上していましたが受益者負担金の賦課区域の一部が、マンホールポンプ場の設置等がおくれ、共用開始ができなかったことなど、その分の受益者負担金が賦課できずに翌年度となったため、その分が減額の主な理由となっております。

8ページをお願いいたします。

3款、1項、1目。下水道事業費国庫補助金、補正額2,920万円の減額で、補正後を4,830万円とするものです。これは国の経済対策による平成25年度前倒し事業による平成26年度事業費の減額によるものです。

9ページをお願いします。

4款、1項、1目。一般会計繰入金でございます。補正額268万2,000円の減額で、補正後を1億8,213万3,000円とするものであります。これは今回の補正に基づき、歳入歳出の計上に伴う減額によるものです。

11ページをお願いいたします。

7款、1項、1目。下水道事業債です。補正額2,840万円の減額で、補正後を5,790万円とするものであります。この分につきましては、今回、建設事業費の減額による起債の変更であります。

12ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款、1項、1目。一般管理費、補正額208万2,000円の減額で、補正後を2,734万9,000円とするものであります。これは今回、人事異動に伴う人件費等が主な補正の理由となっております。

13ページをお願いいたします。

2款、1項、1目。管渠建設費、補正額5,818万5,000円の減額で、補正後を1億2,847万2,000円とするものであります。これは人事異動等に伴う人件費の補正のほか、事業費の補正を行うものでございまして、内訳としまして、13. 委託料、360万円、実施設計業務委託料でございます。この分につきましては、本年度、稗木場及び湯無田郷、田別当地区のマンホールポンプ場を3カ所整備するように計画しておりましたが、当初予算の機械・電気設備工事の実施設計費を当初計上していなかったため、今回、組み換えによる補正を行っております。続いて、15節。工事請負費でございます。6,200万円の減額で、汚水管渠布設工事の減額でありまして、国庫事業費の減額によるものであります。

それから、14ページ、15ページにつきましては、給与費の明細書の掲載をしております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第44号 平成26年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第45号

○議長（川田保則君）

日程第10. 議案第45号 平成26年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（澤田義満君）

議案第45号 平成26年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。

総則。第1条、平成26年度波佐見町上水道事業会計の補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正でございます。第2条、平成26年度波佐見町上水道事業会計予算（第3条）に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。第1款. 水道事業収益、補正額10万円の増額で、補正後を2億8,722万9,000円とするものです。

続いて支出でございます。第1款. 水道事業費用、補正額32万9,000円の増額で、補正後を2億5,933万6,000円とするものでございます。

今回の補正は人事異動等に伴う人件費の補正となっております。

6ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出についてでございますが、まず収入でございます。

1款、2項、2目. 他会計補助金、補正額10万円の増額で、補正後を10万円とするものであります。これは人事異動等に伴う児童手当負担金といたしまして、上水道繰り出し基準による一般会計からの繰り入れを受け入れるものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款、1項、4目．総係費、補正額32万9,000円の増額で、補正後を6,048万9,000円とするものでございます。これは人事異動等によるもので、給料費を初めとする人件費の補正となっております。なお、補正予算、給与明細書につきましては、4ページから5ページに掲載をしております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第45号 平成26年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第62号

○議長（川田保則君）

日程第11．議案第62号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

副町長。

○副町長（松下幸人君）

それでは、議案第62号について説明申し上げます。

教育委員会委員の任命について。下記の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。住所、波佐見町野々川郷1634番地。氏名、岳村さゆり。昭和36年5月2日生まれでございます。

岳村氏は現在1期目の委員でございまして、10月6日にその任期が来るわけでございますけれども、人格識見ともにすぐれておられまして、教育委員会委員としては最も適任者であるというふうに思いますので、引き続き任命をするものでございます。

岳村さゆり氏の職歴等については別添資料として2枚目以降に添付をいたしておりますので、御参考に供していただきたいと思っております。

以上説明を終わります。よろしく御審議のほど、お願いしたいと思います。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第62号 教育委員会委員の任命についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第62号は同意することに決定しました。

日程第12 議案第53号

○議長（川田保則君）

日程第12. 議案第53号 平成25年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（諸隈三恵子君）

議案第53号 平成25年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定につきまして御説明を申し上げます。

歳入につきましては収入済額を、歳出につきましては支出済額を中心に御説明いたします。率につきましては対前年度比でございます。

それでは、決算書の1ページ、2ページをお願いいたします。

歳入の1款. 町税でございますが、収入済額12億2,254万9,790円、前年度と比較しますと2.7%の増となっております。

内訳ですが、1項. 町民税、収入済額5億293万6,472円、1.8%の増です。これは工業団地企業の法人税が主な要因です。不納欠損額85万4,311円、収入未済額973万974円、徴収率97.9%です。

次に、2項. 固定資産税ですが、収入済額5億8,314万2,071円、2.2%の増です。主な要因は工業団地企業の償却資産の増によるものです。不納欠損額は677万5,513円、収入未済額3,416万557円、徴収率が93.4%です。

次に、3項. 軽自動車税、収入済額4,189万3,328円、2%の増となっております。不納欠損額42万3,600円、収入未済額73万7,472円、徴収率が97.3%です。

次に、4項. 町たばこ税、収入済額9,223万6,209円、11.5%の増です。これはたばこ税率の引き上げによるものです。

次に、5項. 入湯税、収入済額234万1,710円、32.5%の増です。これは温泉入浴施設の充実に伴う来場者の増加によるものです。

続きまして、2款. 地方譲与税、収入済額5,707万2,000円、5.3%の減です。

内訳ですが、1項. 地方揮発油譲与税、収入済額1,744万1,000円、2.7%の減です。

2項. 自動車重量譲与税、収入済額3,763万1,000円、6.4%の減となっております。済みません、3,963万1,000円、6.4%の減となっております。

続きまして、3款. 利子割交付金、収入済額227万2,000円、5.1%の増です。

4款. 配当割交付金、収入済額342万8,000円、131.5%の増です。

5款. 株式等譲渡所得割交付金、収入済額472万8,000円、1,396.2%の大幅増です。これは昨年末からの株価の上昇が要因です。

続きまして、6款. 地方消費税交付金、収入済額1億3,193万6,000円、0.9%の減です。

7款. 自動車取得税交付金、収入済額941万8,000円、16.4%の減です。

8款. 地方特例交付金、収入済額502万4,000円、1%の減です。

次に、9款. 地方交付税、収入済額19億5,980万9,000円、0.4%の増で、普通交付税が1,361万9,000円の増、特別交付税が581万3,000円の減となっております。

続きまして、10款. 交通安全対策特別交付金ですが、収入済額137万4,000円で6%の増となっております。

3ページ、4ページをお願いいたします。

11款. 分担金及び負担金、収入済額1億1,502万9,706円で5.6%の増です。

内訳ですが、1項. 分担金、収入済額233万6,862円。

2項. 負担金、収入済額1億1,269万2,844円、3.5%の増です。収入未済額は333万4,590円です。

次に、12款. 使用料及び手数料、収入済額8,100万4,410円、6.8%の増。

内訳ですが、1項. 使用料、収入済額7,239万2,227円、7.4%の増です。主な要因は町営住宅の建てかえによる使用料の改定などが上げられます。収入未済額179万2円となっております。

2項. 手数料、収入済額861万4,183円、2.2%の増で、収入未済額が97円です。

次に、13款. 国庫支出金、収入済額10億6,702万6,786円、前年度と比較しますと37.8%の増です。

内訳ですが、1項. 国庫負担金、収入済額5億1,363万8,437円、6.3%の増となっております。

次に、2項. 国庫補助金、収入済額5億4,994万円、91.5%の増です。主な要因は公営住宅建設事業費や保育所運営費、また新たに創設された地域の元気臨時交付金によるものです。収入未済額は2億8,806万7,560円です。

次に、3項. 委託金、収入済額344万8,349円、4.5%の減です。

続きまして、14款. 県支出金、収入済額5億3,054万円8,966円、9.5%の増です。

内訳ですが、1項. 県負担金、収入済額2億6,636万4,400円、5.4%の増です。主な要因としまして、緊急雇用創出事業及び保育士処遇改善事業が上げられます。

次に、2項. 県補助金、収入済額2億2,978万2,983円、13.8%の増です。増額の主なもの

は緊急雇用創出臨時特例交付金及び保育士処遇改善事業補助金があります。減額としては鳥獣被害防止対策費などがございます。収入未済額は1億3,588万8,000円となっております。

次に、3項. 委託金、収入済額3,440万1,583円、14.7%の増です。これは県知事選挙によるものです。

続いて、15款. 財産収入、収入済額1,214万514円、73.8%の増です。

内訳ですが、1項. 財産運用収入、収入済額631万1,990円、5.8%の減です。

次に、2項. 財産売り払い収入、収入済額582万8,524円、これは主に県道拡幅に伴う町有地の売却によるものです。

次に、16款. 寄附金、収入済額3,823万5,328円、4.7%の増です。ふるさと応援寄附金につきましても107万6,000円の収入がっております。

17款. 繰入金はございません。

次に、18款. 繰越金、収入済額1億8,856万4,295円です。

次に、19款. 諸収入、収入済額8,911万3,815円、12.2%の増となっております。

5ページ、6ページをお願いいたします。

内訳ですが、1項. 延滞金、加算金及び過料、収入済額232万7,968円。

2項. 町預金利子、収入済額17万2,209円。

3項. 貸付金元利収入、収入済額4,700万1,745円です。

4項. 雑入、収入済額3,961万1,893円、30.2%の増。要因として、土地改良施設維持管理適正化事業費が上げられます。収入未済額は4,030円です。

次に、20款. 町債、収入済額5億7,210万円、前年度と比較しますと2億1,340万円、27.2%の減です。内容としまして、公営住宅建設事業債の増がありましたが、防災行政デジタル無線整備債の減が大きかったため、全体的に減となっております。収入未済額は5億3,880万円です。

歳入合計ですが、収入済額60億9,137万4,610円、前年度よりも2億412万3,023円、3.5%の増です。不納欠損額は805万3,424円で、702万2,195円の増、収入未済額は10億1,251万3,282円で、3億7,742万3,523円の増となっております。

続きまして歳出でございます。7ページ、8ページをお願いいたします。

1款. 議会費、支出済額8,546万3,546円、7.9%の減です。これは議員定数の減による報酬等の減が主な要因です。

続きまして、2款. 総務費、支出済額8億1,625万2,643円、40%の増です。

内訳ですが、1項. 総務管理費、支出済額6億9,982万2,864円、50.3%の増です。主な要因として、コミュニティ活動支援事業基金など、基金積立金の増が上げられます。翌年度繰越額が1,561万1,000円となっております。

次に、2項. 徴税費、支出済額6,728万5,771円、2.3%の減です。

3項. 戸籍住民基本台帳費、支出済額2,168万5,696円、3.4%の増です。

次に、4項. 選挙費、支出済額1,652万1,264円、2.4%の減です。25年度は参議院議員選挙と県知事選挙が行われました。

次に、5項. 統計調査費、支出済額99万5,008円、3.9%の増です。

次に、6項. 監査委員費、支出済額994万2,040円、2.6%の増です。

続きまして、3款. 民生費、支出済額18億2,948万6,679円、3.1%の増です。

内訳ですが、1項. 社会福祉費、支出済額9億6,688万845円、0.2%の減です。

次に、2項. 児童福祉費、支出済額8億6,247万5,834円、6.9%の増です。主な要因は、子育て支援センター設置費用及び保育士処遇改善臨時特例事業費等が上げられます。翌年度繰越額が1億1,938万6,000円です。

次に、3項. 災害救助費、支出済額13万円となっております。

続きまして、4款. 衛生費、支出済額3億3,128万6,191円、2.7%の減です。

内訳ですが、1項. 保健衛生費、支出済額1億7,086万6,191円、0.4%の増です。主な要因として、火葬場施設の改修に伴う負担金などが上げられます。

2項. 清掃費、支出済額1億5,994万円、5.8%の減です。

次に、3項. 上水道費、支出済額48万円で、昨年と同額です。

続きまして、5款. 労働費、支出済額4,903万9,214円、56.1%の増。要因として、緊急雇用の事業で観光発信波佐見焼PR業務委託料及び企業支援型地域雇用創造事業実施委託料の増が上げられます。

続きまして、6款. 農林水産業費、支出済額2億3,073万8,747円、23.4%の増。内訳ですが、1項. 農林業、支出済額2億1,661万8,409円、26.2%の増です。主な要因として、構造改革加速化事業及び岳辺田地区パイプライン改修工事などが上げられます。翌年度繰越額は3,808万3,000円です。

2項. 林業費、支出済額1,412万338円、7.6%の減です。これは森林整備加速化・林業再

生事業補助金の減額によるものです。

続きまして、7款. 商工費、支出済額1億8,302万408円、15.8%の増です。

内訳ですが、1項. 商工費、支出済額1億4,542万408円、10.1%の増です。主な要因とし
まして、工業団地水源調査及び体験観光博業務委託料などが上げられます。翌年度繰越額は
7,000万円です。

9ページ、10ページをお願いいたします。

2項. 工業用水道費、支出済額3,760万円、44.5%の増です。要因として、工業用水道事
業会計補助金の増が上げられます。

続きまして、8款. 土木費、支出済額9億3,653万4,711円、24.9%の増です。

内訳ですが、1項. 土木管理費、支出済額3,289万2,214円、2.8%の増となっております。

次に、2項. 道路橋梁費、支出済額2億7,302万5,664円、5.5%の増。主な要因として、
道路台帳補正委託費が上げられます。翌年度繰越額は9,971万4,000円です。

次に、3項. 河川費、支出済額981万345円、45.1%の減です。これは西前寺河川公園トイ
レ建設工事が24年度に完了したためです。

次に、4項. 都市計画費、支出済額2億2,876万1,600円、4%の減です。翌年度繰越額は
3,118万8,000円です。

次に、5項. 住宅費、支出済額3億9,204万4,888円、93.5%の増です。これは24年度繰越
事業の鹿山団地等建設工事が上げられます。翌年度繰越額が5億1,873万6,000円です。

続きまして、9款. 消防費、支出済額2億3,675万3,780円、前年度と比較しますと55.6%
の減です。これは防災行政デジタル無線施設整備工事が完了したためです。

続きまして、10款. 教育費、支出済額5億1,056万61円、4%の減です。

内訳ですが、1項. 教育総務費、支出済額8,069万7,219円、8.6%の増です。

次に、2項の小学校費、支出済額1億9,115万2,210円、116.9%の大幅増となっています。
要因としましては、東小学校校舎改修工事が上げられます。翌年度繰越額は1億4,200万
8,000円です。

次に、3項. 中学校費、支出済額3,742万2,941円、76%の減です。これは中学校校舎改修
工事の終了が上げられます。翌年度繰越額は2,267万4,000円です。

次に、4項. 社会教育費、支出済額1億623万5,012円、16.1%の減です。

次に、5項. 保健体育費、支出済額2,527万155円、15.7%の増です。これは2年に一度の

町民大運動会の開催によるものです。

次に、6項. 学校給食共同調理場費、支出済額6,978万2,524円、7.1%の増です。

続きまして、11款. 災害復旧費、支出済額476万5,711円、77.1%の減です。

内訳ですが、1項. 農林業施設災害復旧費、支出済額476万1,991円、76.2%の減です。

次に、2項. 公共土木施設災害復旧費、支出済額3,720円です。

続きまして、12款. 公債費、支出済額7億438万8,752円、1.2%の増となっています。

13款の予備費の支出はございません。

歳出合計ですが、支出済額59億1,829万443円、前年度と比較しますと2億1,960万3,151円、3.9%の増です。翌年度繰越額は10億5,740万円で、3億7,961万円の増となっております。

11ページをお願いいたします。

歳入歳出差し引き残高は、1億7,308万4,167円です。

198ページをお願いいたします。

これは実質収支に関する調書でございます。

次のページの199ページから206ページまでは財産に関する調書でございます。どちらも後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で、平成25年度波佐見町一般会計歳入歳出決算についての説明を終了いたします。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（川田保則君）

これから総括的なことについて質疑を行います。質疑はありますか。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております、議案第53号 平成25年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定については、議長及び議会選出の監査委員を除く12名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに委託して審査したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

異議なしと認めます。したがって、議案第53号については、12人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によってお手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

異議なしと認めます。したがって、決算特別委員会の委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

しばらく休憩します。

決算特別委員会を2時5分から委員会室で開催しますので、委員の皆さんはお集まりください。

本会議の再開時刻は追ってお知らせいたします。

午後1時58分 休憩

午後2時30分 再開

○議長（川田保則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お知らせします。決算特別委員会の委員長に松尾幸光委員が、副委員長に太田一彦委員が決定した旨、通知を受けましたので、お知らせします。

日程第13～19 議案第54号～議案第60号

○議長（川田保則君）

日程第13. 議案第54号 平成25年度波佐見町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてから日程第19. 議案第60号 平成25年度波佐見町工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの7件を一括議題とします。

順次内容説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（河野政幸君）

議案第54号 平成25年度波佐見町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

それでは、平成25年度波佐見町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書及び附属書類の事項別明細書で説明をいたします。216ページ、217ページをお願いいたします。

歳入でございますけれども、款、項、収入済額、不納欠損額、収入未済額、必要に応じまして前年度との増減額、率、または増減の理由について御説明を申し上げます。

まず、1款、1項、国民健康保険料でございます。収入済額3億3,123万6,025円、対前年度費としまして、額で122万7,572円の減、率では0.36%の減となっております。不納欠損額2,682万4,606円、収入未済額3,109万4,686円、収納率85.12%となっております。

目別で申し上げますと、1目、一般被保険者分は収入済額3億648万7,062円、対前年度比としまして、額で205万6,396円の増、率では0.67%の増となっております。不納欠損額2,628万6,312円、収入未済額3,092万9,724円、収納率84.26%となっております。

2目、退職被保険者分は、収入済額2,474万8,963円、対前年度比としまして額で328万3,968円の減、率では11.71%減となっております。不能欠損額53万8,294円、収入未済額16万4,962円、収納率97.23%となっております。減の主な理由は被保険者数の減少によるもので、減少率は9.54%となっております。収納率についてですが、収入済額の一般被保険者と退職被保険者を合わせたところの現年度分収納率は96.87%で、前年度より0.32%伸びております。長崎県下で3番目となっております。滞納繰越分は20.00%で、前年度より2.47%下がり、これも長崎県下で6番目となっております。また、保険料全体の収納率は85.12%で、前年度より0.38%上がり、長崎県下で2番目となっております。不能欠損額2,682万4,606円についてですが、82名分で低所得のための生活困難者76人、うち生活保護が8名、所在不明1名、死亡が5名を行っております。不納欠損額処理の内訳としまして、地方税法第15条の7第1項の執行停止に係るもの、13人分、約221万円、地方税法第15条の7第5項の即時消滅に係るもの、一人、18万円、国民健康保険法第110条第1項の時効完成に係るもの、73人、約2,443万円となっております。

次に、3款以降については、主なものについては前年度比金額及び率でそれぞれ、それ以外については収入済額で説明いたします。

3款、国庫支出金、5億297万1,202円は、対前年度比金額で870万3,507円の増、率では1.76%増となっております。

1項、国庫負担金、3億4,287万4,202円は、対前年度比金額で1,665万9,987円の増、率では5.10%増となっております。

主なものは、1目.療養給付費等負担金、3億3,193万2,892円で、金額で1,790万4,316円、率では5.70%増となっております。

2目.高額医療費共同事業負担金812万5,310円及び、次ページをお願いします。3目.特定健康診査等負担金281万6,000円は、前年度比較約4.86%減となっております。

2項.国庫補助金1億6,009万7,000円で、対前年度比金額で795万7,480円の減、率ではマイナス4.73%となっております。

主なものは、1目.財政調整交付金、1億6,797万2,000円、内訳は普通調整交付金1億3,896万5,000円、特別調整交付金2,108万2,000円となっております。

4款.療養給付費交付金は退職被保険者に係る療養給付費等に対するもので、対前年度比11.71%の減、7,655万5,346円となっております。

5款.前期高齢者交付金は、65歳以上の前期高齢者に係る療養給付費等に対するもので、対前年度比12.67%増の4億377万184円となっております。

6款.県支出金、1億2,573万4,310円は、対前年度比金額で605万6,701円増、率では5.05%増となっております。

1項.県負担金1,094万1,310円、1目.高額医療費共同事業負担金812万5,310円、2目.特定健康診査等負担金281万6,000円、対前年度比金額で729万5,000円増となっております。率では6.78%増となっております。

内訳といたしまして、第1号調整交付金が8,205万1,000円、2号調整交付金3,274万2,000円となっております。次ページのほうですね。増加の主な理由は、収納及び保険事業取り組み姿勢分の増額によるものでございます。

7款.1項.共同事業交付金2億3,539万1,335円は、対前年度比金額で217万7,798円減、率では0.91%減となっております。

1目.高額医療費共同事業交付金、2,687万1,559円、2目.保険財政共同安定化事業交付金2億851万9,776円となっております。

9款.繰入金、1億2,497万2,268円は対前年度比金額で952万4,794円増、率では8.24%増となっております。

1項.1目.基金繰入金4,500万円は、繰越金等の収入の減少により不足する財源を補填するために前年度に引き続き取り崩したものでございます。

2項.他会計繰入金、1目.一般会計繰入金は、法定繰り入れとして行うもので、1節.

保険基盤安定繰入金、保険料の軽減分でございます。4,745万2,780円。2節. 保険基盤安定繰入金、これは保険者支援分でございます。967万2,698円。3節. その他一般会計繰入金2,284万6,790円。内訳として、事務費相当分で185万1,526円、出産育児一時金分474万円、財政安定化支援分1,616万8,000円となっております。地方単独事業、これは乳幼児医療費現物給付に係る国庫負担金等の減額影響分として8万7,264円については、平成25年度分を繰り入れを行っております。

10款. 繰越金は334万1,648円、前年度比較金額で3,058万3,206円の減、率では90.14%の減となっております。

次ページをお願いします。

11款. 諸収入156万2,553円、主なものは4項、2目. 第三者納付金82万1,926円で、交通事故に伴う損害賠償補償金として損害保険会社から支払われる療養給付費等に係るものの2件分となっております。

歳入合計、収入済額18億588万7,091円、不納欠損額2,682万4,606円、収入未済額3,109万4,686円となっております。

次に、224ページ、225ページをお願いいたします。

歳出でございますけれども、歳出済額と、必要に応じて内容を御説明いたします。

1款. 総務費818万1,850円、1項. 総務管理費293万1,095円、1目. 一般管理費232万6,795円、12節. 役務費が149万3,324円となっております。

次に、2目. 連合会負担金60万4,300円となっております。

次ページをお願いいたします。

5項ですね。1款、5項. 医療費適正化特別対策事業費499万6,305円、1目. 医療費適正化特別対策事業費209万731円。主なものとして、レセプトの点検事務共同委託料66万2,872円となっております。

2目の収納特別対策事業費290万5,574円、主なものとして、1節の報酬124万4,433円で、徴収嘱託員1名分でございます。

次ページをお願いいたします。

2款. 療養給付費11億9,920万1,333円、前年度比としまして額で1,590万6,893円の増、率では1.34%の増となっております。

1項. 療養諸費、10億5,533万3,324円、対前年度比としまして額で1,566万6,833円の増、

率では1.5%の増となっております。

2項. 高額療養費、1億3,643万4,895円、対前年比としまして額で46万4,690円増、率では0.29%の増となっております。

次ページをお願いします。

2項. 出産育児一時金、713万3,150円、19節. 負担金補助及び交付金のところで711万円で17名分となっております。

3款. 後期高齢者支援金、2億235万7,368円、対前年度比としまして797万4,000円増、率では4.1%増となっております。

次ページをお願いします。

6款. 介護納付金、9,516万6,809円、対前年度比としまして351万6,911円の増、率では3.83%の増となっております。

7款. 共同事業拠出金、2億3,359万5,483円、高額医療費共同事業費として高額な医療費の発生による国保財政の急激な影響を緩和するために市町村から拠出をするものでございます。高額医療費拠出金としましては3,250万1,241円、これは前年度比としまして440万1,317円の減、率で11.92%の減となっております。

2項目めとしまして、保険財政共同安定化事業拠出金としましては、1件30万円を超える医療費について市町村の拠出により負担を共有するもので、今年度は2億109万4,242円、前年度比としまして、額で595万3,478円の減、率で2.87%減となっております。

8款. 保健事業費、2,737万6,740円、1項. 保健事業費929万1,254円。主なものとしましては、保健衛生普及費の470万5,373円、19節の負担金補助及び交付金の中で短期総合健診助成金として453万8,500円、185名分、脳ドック助成が80万1,600円、28名分などとなっております。

3目の保健事業費182万9,121円、主なものとしましては、13節の特定健康診査受診率向上対策事業啓発業務委託料の66万、30代健診の委託料23万7,500円などとなっております。

2項、1目. 特定健康診査等事業費、1,808万5,486円、主なものとしましては、給料等、特定健康診査等に従事する管理栄養士の1名の人件費と賃金、特定健診保健指導の助手の賃金1名分として支出をいたしております。13の委託料として903万6,514円で、内訳としましては特定健康審査委託料が859万9,014円となっております。

11款. 諸支出金、650万7,930円、対前年度としまして1,921万8,512円の減で、率では

74.7%減となっております。

償還金で、国庫支出金返還金が584万6,434円、県支出金返還金が33万6,000円となっております。

次ページをお願いします。

歳出合計で、支出済額17億7,279万6,544円、不用額3,091万2,456円となっております。実質収支に関する調書についてはここに上げてあるとおりでございます。収入総額18億588万7,091円、総支出額17億7,279万6,544円、歳入歳出差引額3,309万547円となっております。

あと、財産に関する調書及び基金、物品についてはここに計上してありますとおりでございます。

以上で、平成25年度波佐見町国民健康保険事業特別会計の歳入歳出決算の説明を終わります。

引き続きまして、議案第55号 平成25年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について御説明をいたします。ページは、247ページ、248ページをお願いいたします。

まず、第1款、1項。後期高齢者医療保険料です。収入済額8,421万7,200円、対前年度比としまして、額で12万2,800円の増、収入未済額3万3,000円、収納率99.96%となっております。

2目の普通徴収保険料は、収入済額1,989万8,200円、対前年としまして52万8,800円の増、率では2.7%の伸びとなっております。収入未済額が3万3,000円、収納率99.83%となっております。収納率については現年度分、滞納繰越分とも長崎県下1位となっております。

3款。繰入金、4,819万1,308円、1項。一般会計繰入金、1目の事務費繰入金715万9,396円、2目。保険基盤安定繰入金4,103万1,912円となっております。

4款。繰越金、80万321円となっております。

5款。諸収入、295万3,450円。

次ページをお願いします。

雑入の広域連合からの健康審査委託料294万2,555円となっております。

歳入合計、収入済額1億3,618万2,579円、対前年度比としまして、額では5万2,163円の増、率で0.04%の伸びとなっております。

次に、251、252をお願いします。歳出でございます。

1款。総務費、380万9,438円、1項、1目。一般管理費380万8,863円でございます。主な

ものは健康診査委託料、広域連合とのシステム接続によるイーサネットワーク分担金となっております。

2項. 後期高齢者医療広域連合納付金1億3,170万9,720円。内訳としまして、保険料が8,437万8,400円、保険基盤安定負担金4,103万1,912円となっております。それと事務費負担金629万9,408円となっております。

次ページをお願いします。

歳出合計、支出済額、1億3,552万7,658円、対前年度として、額で19万7,563円の増、率では0.14%の伸びとなっております。

実質収支に関する調書では、歳入総額1億3,618万2,579円、歳出総額1億3,552万7,658円、歳入歳出差引額65万4,921円となっております。

以上で、平成25年度波佐見町後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算の説明を終わります。

引き続きまして、議案第56号 平成25年度波佐見町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。265ページから266ページをお願いします。

1款、1項. 介護保険料でございます。収入済額2億2,580万2,460円、対前年としまして額で569万2,110円の増、率では2.59%の伸びとなっております。不納欠損額91万8,400円、収入未済額262万4,790円、収納率が98.45%となっております。

次、3款. 国庫支出金、2億7,585万8,831円、対前年度としまして、額で1,959万2,118円の増、率では7.64%の増となっております。内訳としまして、1目の介護給付費負担金、1億9,410万8,909円、介護給付費の施設サービス分の15%、その他の分の20%が交付をされております。

2項の国庫補助金7,969万5,945円、内訳として、介護給付費財政調整交付金が7,316万7,000円、介護給付費の5%が交付されております。

2目. 地域支援事業交付金、これは介護予防事業の分でございますけれども、169万3,750円、介護予防事業費から人件費の2分の1を除いた額の25%が交付をされております。地域支援事業交付金として483万5,196円、包括的支援事業費の任意事業分40%が交付をされております。

4款. 支払い基金交付金、3億814万円、対前年度としまして1,558万6,000円の増、率では5.32%の伸びとなっております。これにつきましては介護給付費の29%が交付をされております。

2目. 地域支援事業支援交付金294万3,000円、これは介護予防事業費の人件費の2分の1を除いた額の29%が交付をされております。5款. 県支出金1億5,084万9,908円、対前年としまして額で397万6,073円の増、率では2.7%の伸びとなっております。これは介護給付費負担金の介護給付費の施設サービス分の17.5%、その他の分の12.5%が交付をされております。

2項の県補助金、これについては地域包括支援事業・任意事業の20%が交付をされております。

6款. 繰入金1億4,407万1,451円、対前年度比としまして、額で435万271円の増、率では3.11%の増となっております。

1項の一般会計繰入金、1目. 介護給付費繰入金が1億3,129万6,999円。

2目. 地域支援事業費繰入金、介護予防事業分が328万7,071円となっております。

次のページをお願いいたします。

4目. その他一般会計繰入金728万5,176円、対前年として119万5,952円の減、率では14.18%のマイナスとなっております。

7款. 諸収入676万4,936円、3項の介護サービス収入653万360円、地域包括支援センターで支援1、2の方に対して予防サービス計画を作成していますが、その収入分となっております。

9款. 繰越金1,121万9,389円、額で前年度2,776万3,859円の減、率では71.21%のマイナスとなっております。

歳入合計、収入済額11億2,276万4,264円、不納欠損額91万8,400円、収入未済額262万4,790円となっております。

次に273、74をお願いいたします。

歳出でございます。

1款. 総務費、735万4,640円。

3款は介護認定審査会費の653万6,663円となっております。

次は2款. 保険給付費10億5,037万5,998円、対前年度比としまして、額で6,280万2,911円の増、率では6.35%の伸びとなっております。

1項の介護サービス等諸費の9億3,535万7,205円、対前年として7.04%の伸び。居宅介護サービス給付費4億7,838万3,040円、対前年度比としまして9.72%の伸びとなっております。

3目. 地域密着型介護サービス給付費、1億5,226万8,138円、対前年度比としましてマイナス0.53%となっております。

5目. 施設介護サービス給付費が2億5,396万963円、対前年度比の7.56%の増となっております。

次ページをお願いします。

2款、2項の介護予防サービス等諸費、6,582万7,861円、対前年度比としまして5.68%の減となっております。

次ページをお願いいたします。

3項. その他諸費。済みません、4項ですね。高額介護サービス等費が1,231万6,868円、対前年度としまして10.68%の増加となっております。

6項、1目. 特定入所者介護サービス費3,396万8,503円、対前年度比としまして13.40%の伸びとなっております。

次ページをお願いいたします。

3款. 地域支援事業費2,670万2,317円、対前年度比としまして10.71%の減となっております。

次ページをお願いいたします。

5款. 諸支出金、588万1,166円、対前年度比としまして148.55%の伸びとなっております。

1項、2目. 償還金558万1,366円、国・県支払い基金への過年度分補助金、負担金の返還金となっております。

6款. 基金積立金、1,602万3,888円、介護給付費準備基金積立金として1,600万円、歳計余剰金として1,600万円、基金利子として2万3,888円を積み立てを行っております。

次ページをお願いします。

歳出合計、歳出、支出済額11億633万8,009円、不用額1,130万2,991円となっております。

実質収支に関する調書でございます。次ページをお願いします。収入総額11億2,276万4,264円、歳出総額11億633万8,009円、歳入歳出差引額1,642万6,255円となっております。

次ページからは財産に関する調書で、基金のほうでございますけれども、介護給付費準備基金について、決算年度中に1,602万3,888円を積み立て、決算年度末現在高が1億616万2,585円となっております。

以上をもちまして、平成25年度波佐見町介護保険事業特別会計の歳入歳出決算の説明を終

わかります。

○議長（川田保則君）

水道課長。

○水道課長（澤田義満君）

議案第57号 平成25年度波佐見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

決算書の296ページをお願いいたします。また、成果説明につきましては204ページというふうになっております。204ページから205ページとなっております。

まず、歳入でございます。

1款、1項、1目、下水道負担金でございます。

収入済額1,701万4,800円、不能欠損額25万8,100円、収入未済額298万400円となっております。収入済につきましては前年度より16%減で、この主な原因は下水道整備対象の減によるものであります。内訳を申しますと、下水道負担金で現年度分でございます。1,672万6,800円でございます。徴収率につきまして96.2%となっております。また、滞納繰越分の下水道負担金でございます。28万8,000円でございます。徴収率につきまして10.1%となっております。滞納繰越分につきましては時効完成による分で、対象者が個人で6人というふうになっております。

続きまして、2款、1項、1目、下水道使用料でございます。収入済額6,792万3,530円となっております。不納欠損額3,350円で、収入未済額93万5,920円となっております。収入済につきましては前年度より3.2%増となっており、この分につきましては下水道接続増によるものであります。内訳でございます。現年度下水道使用料6,762万5,220円となっております。徴収率につきまして99.2%。滞納繰越分下水道使用料でございます。29万8,310円。徴収率につきまして41.1%となっております。下水道使用料の不納欠損分につきましては、個人、法人の2件分となっております。

続いて、3款、1項、1目、下水道事業費国庫補助金でございます。現年度分3,710万円。

続いて、同じく1目、繰越明許費分でございます。4,500万円、下水道事業建設費の分があります。

続いて、4款、1項、1目、下水道一般会計繰入金でございます。収入済額1億5,578万3,000円でございます。前年度より2.2%増となっております。この主な要因は、建設事業費

等で借入れをしました起債等の元利償還の増が主な要因であります。

同じく2項、1目、上水道事業会計繰入金、収入済額507万9,000円となっております。前年度より1.1%減で、人件費等の減によるものでございます。

次ページをごらんいただきたいと思っております。

5款、1項、1目、繰越金でございます。収入済額171万5,499円となっております。同じく繰越明許費分でございます。550万、24年度繰越事業分の財源充当分であります。

続きまして、7款、1項、1目、下水道事業債、4,010万円でございます。同じく繰越明許費4,050万、いずれも建設費の財源として借入れをしたものでございます。

以上、歳入合計、収入済額4億1,628万7,375円、不納欠損額26万1,450円、収入未済額391万6,320円となっております。

次ページをごらんください。歳出でございます。

1款、1項、1目、一般管理費でございます。支出済額2,914万1,339円となっております。前年度より0.2%の増となっております。この分につきましては、職員の人件費等の増によるものでございます。一般管理費の中で人件費以外で主なものを説明申し上げますと、13節、委託料でございます。支出済額120万3,600円、このうち下水道台帳及び資産台帳作成業務委託料90万3,000円となっております。この分につきましては、下水道法によりまして台帳の作成が義務づけられておりまして、前年度の工事、あるいは図面等、資産台帳の事業量等の作成を行うものです。

次ページをお願いいたします。

2目、環境管理費でございます。主に下水道処理に係る中継ポンプ場、あるいはマンホールポンプ場の維持管理でございます。現在、25年度で16カ所対象となっております。

一般管理費、支出済額、498万7,168円となっております。前年度より15.9%の増となっております。その理由としては、供用開始10年を経過する中で、マンホールポンプ場、あるいは汚水ポンプのオーバーホール、これに硫化水素等の影響によるマンホールぶたの取りかえなどで修繕費の増が主な原因となっております。内訳で、11節、需用費、支出済額345万9,662円で、修繕費がそのうち160万200円となっております。

続いて、3目、処理場管理費でございます。支出済額4,517万7,447円、前年度より28.4%の増で、その理由としては修繕費等が大幅にふえた理由によるものです。特に11節、需用費につきまして、支出済額1,817万2,152円となっております。内訳として、光熱水費が677万

2,182円、また修繕料848万640円となっております。主にその修繕ではOD槽の曝気装置、あるいは終沈汚泥かき寄せ等の修繕、あるいは砂ろ過原水ポンプのオーバーホール等の費用となっております。それから、13節. 委託料でございます。支出済額2,667万6,303円となっております。浄化センター維持管理業務委託料1,890万円となっております。ほかに法定水質検査業務委託料、あるいは汚泥処理業務等委託料等が主な費用となっております。

次ページをお願いいたします。

2款、1項、1目. 管渠建設費でございます。支出済額9,892万8,162円です。翌年度繰越額4,300万となっております。この繰越につきましては25年度経済対策による工事費で、26年度前倒し分が繰り越しとなっております。支出済みで前年度より48.7%の減となっておりますが、この分につきましては前年度前倒しによる減額の影響によるものであります。それから、13節. 委託料でございますが、支出済額97万6,500円、内訳としましてマンホールポンプ場、電気設備工事管理委託料となっております。それから、15節. 工事請負費、7,505万6,100円となっております。汚水管布設工事、現在25年度から稗木場地区の工事を着手しております。その費用となっております。また、15節. 工事請負費繰越明許費でございますが、この分も汚水管渠布設工事となっております。湯無田郷等の工事を行ったものであります。

次ページをお願いいたします。

3款、1項、1目. 元金でございます。支出済額8,689万719円、前年度より1.9%の増となっております。

続いて、2目. 利子でございます。5,507万4,927円、前年度より0.7%の減となっております。

以上、歳出合計、支出済額4億1,056万3,812円、繰越明許費4,300万円。以上となっております。

次に、次ページをお願いしたいと思っております。

実質収支に関する調書であります。

歳入総額4億1,628万7,375円、歳出総額4億1,056万3,812円、差引額572万3,563円となっております。翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして350万、実質収支額222万3,563円となっております。

それから、309ページから10ページにつきましては財産に関する調書を掲載しております

ので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（川田保則君）

内容説明の途中ですが、しばらく休憩します。3時35分より再開します。

午後3時21分 休憩

午後3時35分 再開

○議長（川田保則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

内容説明を求めます。

商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

議案第58号 平成25年度波佐見町営工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明を申し上げます。

歳入歳出決算書は311ページから314ページでございますが、歳入総額が350万2,937円、歳出総額は334万4,240円、歳入歳出の差し引き残額は15万8,697円となっております。

事項別明細について御説明を申し上げます。316ページでございます。

歳入につきまして、県支出金につきましては前年度に一括して収入があった関係で収入額がゼロとなっております。財産収入につきましても実績がなかったためにゼロ円でございます。繰入金についてもゼロ円でございます。繰越金につきましては、前年度の繰越金266万2,937円と平成24年度からの繰越事業に伴う繰越充当財源としての84万円の、合わせて350万2,937円となっております。

318ページ、歳出について御説明を申し上げます。

総務費につきましては、一般的な事務費に係る経費として4,610円、建設費につきましては、繰り越しました合筆・分筆登記業務につきましての委託料80万円の支出となっております。公債費につきましては、これまで借りております起債の借入償還の利子分253万9,630円となっております。歳出の合計が334万4,240円でございます。

実質収支に関する調書は、歳入総額350万2,937円、歳出総額334万4,240円、歳入歳出差引額15万8,697円、繰越財源はございません。実質収支額15万8,697円となっております。

財産に関する調査でございますが、全体的で15.5平米の面積減になっておりますが、これ

は合筆・分筆後の確定測量による減というふうに御理解いただきたいと思っております。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（川田保則君）

水道課長。

○水道課長（澤田義満君）

議案第59号 平成25年度波佐見町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について御説明いたします。

決算書の2ページをお願いいたします。

平成25年度波佐見町上水道事業決算報告書について説明いたします。

収益的収入及び支出でございます。

まず収入で、第1款. 水道事業収益、決算額2億7,383万5,250円となっております。前年度より0.7%の減となっておりますが、主な減収の要因としましては、上水道で対応をしておりましたテクノパーク分の工業用水道事業分について、今年度供用開始に伴ったことによる減と、また、水道の開栓数は伸びておりますが、1世帯当たりの使用水量が減少したことによる影響ではないかと見ております。内訳としまして、営業収益、水道料金手数料、加入金でございますが、2億7,281万3,780円となっております。また、営業外収益、預金利息等でございますが、102万1,470円となっております。

次ページをお願いいたします。

支出でございます。

第1款. 水道事業費用、決算額2億5,685万278円となっております。前年度より2.3%の増で、主な要因といたしまして、昨年、高温湯水等によりまして、ろ過池等の備える回数等がふえ、水質の維持管理費用がふえたことが主な要因となっております。内訳としまして、営業費用、維持管理費といたしまして2億2,866万9,606円で、営業外費用、建設工事に係る借入金の償還利息分で、この分が2,818万672円となっております。予備費はゼロですね。

4ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

収入でございまして、第1款. 資本的収入、決算額3,813万7,150円、前年度より3.6%の増となっております。県道工事等に伴う水道管布設工事の補償費の増等によるものであります。内訳としまして、企業債、老朽配水管布設がえ工事等の費用の財源として借入入れをし

たもので、前年度3,000万円となっております。また、工事負担金、県道の改良工事等に伴う水道移設補償費の負担金等でございますが、この分が813万7,150円となっております。

続いて、次のページをお願いいたします。支出でございます。

第1款. 資本的支出、決算額1億6,612万9,638円となっております。前年度より19.3%の増となっております。この分につきましては、通常の老朽管布設がえ等の工事を行っておるわけでございますが、この工事費に加えまして、昨年度は村木の西峠地区の配水池の新設工事、あるいはポンプ工事を行っておりまして、その分が大きな増の要因となっております。内訳としまして、建設改良費1億1,897万4,804円で、続いて企業債の償還金でございます。4,715万4,834円となっております。

資本的収入が資本的支出に対し不足する額、1億2,799万2,488円は、過年度分損益勘定留保資金8,729万804円、建設改良積立金3,507万32円及び本年度消費税資本的収支調整額563万1,652円で補填しております。

なお、ただいま報告しました決算報告書の詳細につきましては、12ページから21ページの事業報告書の概要、工事、業務、背景に掲載をしております。また、収益、費用の明細につきましても、22ページから32ページ、また、固定資産企業債の明細書33ページから36ページに掲載しております。

次ページをお願いいたします。

平成25年度波佐見町上水道事業損益計算書について説明いたします。

営業収益、消費税抜きでございます。2億6,018万4,900円となっております。営業費用、2億2,536万8,470円、営業利益3,481万6,430円となっております。

また、次ページの営業外収益でございます。101万4,310円。

それから営業外費用でございます。2,460万5,281円で、差し引きの2,359万971円のマイナスとなっております。

経常利益につきましては、営業利益から営業外費用と損益通算をしまして1,122万5,459円で、当年度純利益につきましても、同じく1,122万5,459円となっております。

前年度繰越剰余金6,521万7,786円で、当年度未処分利益剰余金は7,644万3,245円となっております。前年度と比較しまして、当期純利益が989万9,181円の減となっておりますが、この分につきましては、先ほど申しましたように、上水道で対応しました工業用水道の供用開始分の減収や、世帯の減少等による上水道料金の減によるものと、歳出につきまして、高温

濁水等に伴う水質悪化による浄水場費用の増等が、経費がかさんだことがこの減収の原因と
考えております。

9ページをお願いいたします。

平成25年度波佐見町上水道事業剰余金処分計算書でございます。

当年度末残高、未処分利益剰余金7,644万3,245円に対して、議会の議決による処分額0円
で、未処分利益剰余金の処分を行わないこととしております。この分につきましては、決算
上、利益剰余金が少なくなったことや、地方公営企業の改正等によりまして、平成26年度決
算から剰余金の取り扱いが変わったことによるものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第60号 平成25年度波佐見町工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算
の認定について御説明申し上げます。

決算書の2ページをごらんいただきたいと思っております。

平成25年度波佐見町工業用水道事業決算報告書について説明いたします。

収益的収入及び支出でございます。収入、第1款. 工業用水道事業、収益、決算額2,219
万7,091円となっております。内訳としまして、料金収入、営業収益でございますが、658万
3,500円となっております。平成25年6月共用開始によりまして、波佐見テクノパークの
供給によりまして9カ月分の料金収入となっております。1立方当たり57円で、1日当たり
400立法メートルの責任水量制で料金の受け入れをしております。

続いて、営業外収益でございますけど、一般会計からの補助金及び消費税還付金でござい
ます。金額、決算額1,548万2,162円となっております。この分につきましては、事業運営費
の財源補填ということで、一般会計からの補助金、主な収入が補助金であります。それから
特別利益でございまして、過年度分消費税の修正益による収入でありまして、13万1,429
円となっております。消費税の申告に伴い、昨年度分の修正が発生したということです。そ
の分が収入となっております。

続いて、支出でございます。

第1款. 工業用水道事業費用、決算額609万6,202円となっております。内訳としまして、
営業費用、施設の維持管理費でございます。100万4,772円。営業外費用、企業債の利息等
でございます。509万1,430円となっております。

続いて、次ページでございますけど、資本金収入及び支出についてです。

収入でございます。

資本的収入、決算額1億5,800万円です。内訳としまして、企業債、平成24年度繰越事業として施設を行った分の借入でございます、1億3,040万円。それから出資金でございます。この分は一般会計からの施設整備補助として2,760万円の決算額となっております。

支出でございます。

資本的支出、決算額1億5,805万4,500円でございます。建設改良費でございます、繰越事業としてポンプ場等の建設を行った分であります。

資本的収入が資本的支出に対し不足する額5万4,500円は、過年度分借入資本金留保資金5万4,500円で補填しているところであります。

なお、ただいま報告しました決算報告書の詳細な内容につきましては、7ページの事業報告書、また10ページから15ページの収益的費用明細書、資本的収支明細書、企業債の明細書に掲載をしております。

4ページをお願いいたします。

平成25年度波佐見町工業用水道事業損益計算書についてでございます。

営業収益627万円、営業費用95万7,000円、営業外収益1,001万1,960円、営業外費用509万1,430円、特別利益13万1,429円となっております、この分を損益通算しまして、供用開始後の初年度の当年度純利益といたしまして1,036万4,959円となっております。特に当年度純利益が平成24年度としましてふえておりますが、この分につきましては、当年度減価償却費相当分を事業資金として一般会計から補助金を受けているものでございますが、供用開始が年度中途ということで、減価償却分が次年度から適用となったことから、この分の収入がふえたことによりまして費用が減り、収入がふえたということで、純利益がふえております。

次ページをお願いします。

中ほどに掲載しておりますけど、平成25年度波佐見町工業用水道事業剰余金処分計算書についてであります。当年度末残高、処分後残高、いずれも未処分利益剰余金といたしまして1,089万8,035円となっております。このように剰余金の処分は行っておりません。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

太田議員。

○8番（太田一彦君）

内容の質問じゃないんですけど、この決算書の2ページ、両方とも2ページですね。できましたら、文字がすごく小さいので、数字をもうちょっと大きくできると思うんですよ。ほかのページはこれよりも大きいものですから、非常に見にくい表になっていると思いますので、その辺は次回からぜひ大きくしてもらいたいんですけど。それだけです。

○議長（川田保則君）

水道課長。

○水道課長（澤田義満君）

今回、レイアウトといいますか、システム関係で決算書、報告書の内容が小さくなっておりますけど、工夫をしまして、もっとわかりやすく、見やすいように、来年度から改正をしたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております、議案第54号 平成25年度波佐見町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてから議案第60号 平成25年度波佐見町工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの7件については、決算特別委員会に付託し、審査したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

異議なしと認めます。したがって、議案第54号から議案第60号までの7件については、決算特別委員会に付託し、審査することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御起立ください。大変お疲れでした。

午後3時57分 散会